

II 財政・会計制度に関する法律等

1 財政・会計制度に関する法律の制定および改正

(1) 昭和20年代

13-69 財政法

(昭和27年7月31日
法律第268号改正後)

第1章 財政総則

第1条 国の予算その他財政の基本に関しては、この法律の定めるところによる。

第2条 収入とは、国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納をいい、支出とは、国の各般の需要を充たすための現金の支払をいう。

前項の現金の収納には、他の財産の処分又は新らたな債務の負担に因り生ずるものをも含み、同項の現金の支払には、他の財産の取得又は債務の減少を生ずるものをも含む。

なお第1項の収入及び支出には、会計間の繰入その他国庫内において行う移換によるものを含む。

歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいう。

第3条 租税を除く外、国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。

第4条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の

計画を国会に提出しなければならない。

第1項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

第5条 すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りではない。

第6条 各会計年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、2分の1を下らない金額は、他の法律によるものの外、これを剰余金を生じた年度の翌年度までに、公債又は借入金の償還財源に充てなければならない。

前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。

第7条 国は、国庫金の出納上必要があるときは、大蔵省証券を発行し又は日本銀行から一時借入金をなすことができる。

前項に規定する大蔵省証券及び一時借入金は、当該年度の歳入を以て、これを償還しなければならない。

大蔵省証券の発行及び一時借入金の借入の最高額については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

第8条 国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くことを要する。

第9条 国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

国の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて、最

も効率的に、これを運用しなければならない。

第10条 国の特定の事務のために要する費用について、国以外の者にその全部又は一部を負担させるには、法律に基かなければならない。

第2章 会計区分

第11条 国の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第12条 各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。

第13条 国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。

国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。

第3章 予算

第1節 総則

第14条 歳入歳出は、すべて、これを予算に編入しなければならない。

第14条の2 国は、工事、製造その他の事業で、その完成に数年度を要するものについて、特に必要がある場合においては、経費の総額及び年割額を定め、予め国会の議決を経て、その議決するところに従い、数年度にわたつて支出することができる。

前項の規定により国が支出することができる年限は、当該会計年度以降5箇年度以内とする。但し、予算を以て、国会の議決を経て更にその年限を延長することができる。

前2項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

前3項の規定は、国会が、継続費成立後の会計年度の予算の審議において、当該継続費につき重ねて審議することを妨げるものではない。

第14条の3 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰

り越して使用することができる。

前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

第15条 法律に基くもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。

前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、国は毎会計年度、国家の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。

前2項の規定により国が債務を負担する行為に因り支出すべき年限は、当該会計年度以降3箇年度以内とする。但し、国会の議決により更にその年限を延長するもの並びに外国人に支給する給料及び恩給、地方公共団体の債務の保証又は債務の元利若しくは利子の補給、土地、建物の借料及び国際条約に基く分担金に関するもの、その他法律で定めるものは、この限りではない。

第2項の規定により国が債務を負担した行為については、次の常会において国会に報告しなければならない。

第1項又は第2項の規定により国が債務を負担する行為は、これを国庫債務負担行為という。

第2節 予算の作成

第16条 予算は、予算総則、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為とする。

第17条 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。

内閣総理大臣及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第18条 大蔵大臣は、前条の見積を検討して

必要な調整を行い、歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の概算を作製し、閣議の決定を経なければならない。

内閣は、前項の決定をしようとするときは、国会、裁判所及び会計検査院に係る歳出の概算については、予め衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長に対しその決定に関し意見を求めなければならない。

第19条 内閣は、国会、裁判所及び会計検査院の歳出見積を減額した場合においては、国会、裁判所又は会計検査院の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、国会が、国会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。

第20条 大蔵大臣は、毎会計年度、第18条の閣議決定に基いて、歳入予算明細書を作製しなければならない。

衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣(以下各省各庁の長という。)は、毎会計年度、第18条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下予定経費要求書等という。)を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第21条 大蔵大臣は、歳入予算明細書、衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣及び各省(以下各省各庁という。)の予定経費要求書等に基いて予算を作成し、閣議の決定を経なければならない。

第22条 予算総則には、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為に関する総括的规定を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする。

- 1 第4条第1項但書の規定による公債又は借入金の限度額
- 2 第4条第3項の規定による公共事業費の範囲
- 3 第5条但書の規定による日本銀行の公債の引受及び借入金の借入の限度額
- 4 第7条第3項の規定による大蔵省証券

の発行及び一時借入金の借入の最高額

5 第15条第2項の規定による国庫債務負担行為の限度額

6 前各号に掲げるものの外、予算の執行に関し必要な事項

第23条 歳入歳出予算は、その収入又は支出に係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、更に歳入にあつては、その性質に従つて部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを項に区分しなければならない。

第24条 予見し難い予算の不足に充てるため、内閣は、予備費として相当と認める金額を、歳入歳出予算に計上することができる。

第25条 継続費は、その支出に係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、項に区分し、更に各項ごとにその総額及び年割額を示し、且つ、その必要の理由を明らかにしなければならない。

第26条 国庫債務負担行為は、事項ごとに、その必要の理由を明らかにし、且つ、行為をなす年度及び債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に応じて行為に基いて支出をなすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

第27条 内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の12月中に、国会に提出するものを常例とする。

第28条 国会に提出する予算には、参考のために左の書類を添附しなければならない。

- 1 歳入予算明細書
- 2 各省各庁の予定経費要求書等
- 3 前前年度歳入歳出決算の総計表及び純計表、前年度歳入歳出決算見込の総計表及び純計表並びに当該年度歳入歳出予算の総計表及び純計表
- 4 国庫の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における見込に関する調書
- 5 国庫及び借入金の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込及びその償還年次表に関する調書
- 6 国有財産の前前年度末における現在高

並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

7 国が、出資している主要な法人の資産、負債、損益その他についての前前年度、前年度及び当該年度の状況に関する調書

8 国庫債務負担行為で翌年度以降に亘るものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度に亘る事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進行状況等に関する調書

9 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに事業の全体の計画及びその進行状況等に関する調書

10 その他財政の状況及び予算の内容を明らかにするため必要な書類

第29条 内閣は、予算作成後に生じた事由に基き必要避けることのできない経費若しくは国庫債務負担行為又は法律上若しくは契約上国の義務に属する経費に不足を生じた場合に限り、予算作成の手續に準じ、追加予算を作成し、これを国会に提出することができる。

内閣は、前項の場合を除くの外、予算の成立後に生じた事由に基いて、既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、その修正を国会に提出することができる。

第30条 内閣は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを国会に提出することができる。

暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基いてなしたものとみなす。

第3節 予算の執行

第31条 予算が成立したときは、内閣は、国会の議決したところに従い、各省各庁の長に対し、その執行の責に任ずべき歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為を配賦する。

前項の規定により歳入歳出予算及び継続費を配賦する場合においては、項を目に区

分しなければならない。

大蔵大臣は、第1項の規定による配賦のあつたときは、会計検査院に通知しなければならない。

第32条 各省各庁の長は、歳出予算及び継続費については、各項に定める目的の外にこれを使用することができない。

第33条 各省各庁の長は、歳出予算又は継続費の定める各部局等の経費の金額又は部局等内の各項の経費の金額については、各部局等の間又は各項の間において彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基き、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経た場合に限り、大蔵大臣の承認を経て移用することができる。

各省各庁の長は、各目の経費の金額については、大蔵大臣の承認を経なければ、目の間において、彼此流用することができない。

大蔵大臣は、第1項但書又は前項の規定に基く移用又は流用について承認をしたときは、その旨を当該各省各庁の長及び会計検査院に通知しなければならない。

第1項但書又は第2項の規定により移用又は流用した経費の金額については、歳入歳出の決算報告書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

第34条 各省各庁の長は、第31条第1項の規定により配賦された予算に基いて、政令の定めるところにより、支出担当事務職員ごとに支出の所要額を定め、支払の計画に関する書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。

大蔵大臣は、国庫金、歳入及び金融の状況並びに経費の支出状況等を勘案して、適時に、支払の計画の承認に関する方針を作製し、閣議の決定を経なければならない。

大蔵大臣は、第1項の支払の計画について承認したときは、各省各庁の長及び会計検査院に通知するとともに、これを日本銀行に通知しなければならない。

第34条の2 各省各庁の長は、第31条第1項の規定により配賦された歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為のうち、公共事業費

その他大蔵大臣の指定する経費に係るものについては、政令の定めるところにより、当該歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基いてなす支出負担行為(国の支出の原因となる契約その他の行為をいう。以下同じ。)の実施計画に関する書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。

大蔵大臣は、前項の支出負担行為の実施計画を承認したときは、これを各省各庁の長及び会計検査院に通知しなければならない。

第35条 予備費は、大蔵大臣が、これを管理する。

各省各庁の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

大蔵大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、閣議の決定を求めなければならない。但し、予め閣議の決定を経て大蔵大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、大蔵大臣が予備費使用書を決定することができる。

予備費使用書が決定したときは、当該使用書に掲げる経費については、第31条第1項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

第1項の規定は、第15条第2項の規定による国庫債務負担行為に、第2項、第3項本文及び前項の規定は、各省各庁の長が第15条第2項の規定により国庫債務負担行為をなす場合に、これを準用する。

第36条 予備費を以て支弁した金額については、各省各庁の長は、その調書を作製して、次の国会の常会の開会後直ちに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

大蔵大臣は、前項の調書に基いて予備費を以て支弁した金額の総調書を作製しなければならない。

内閣は、予備費を以て支弁した総調書及び各省各庁の調書を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。

大蔵大臣は、前項の総調書及び調書を会計検査院に送付しなければならない。

第4章 決算

第37条 各省各庁の長は、毎会計年度、大蔵大臣の定めるところにより、その所掌に係る歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

大蔵大臣は、前項の歳入決算報告書に基いて、歳入予算明細書と同一の区分により、歳入決算明細書を作製しなければならない。

各省各庁の長は、その所掌の継続費に係る事業が完成した場合においては、大蔵大臣の定めるところにより、継続費決算報告書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第38条 大蔵大臣は、歳入決算明細書及び歳出の決算報告書に基いて、歳入歳出の決算を作成しなければならない。

歳入歳出の決算は、歳入歳出予算と同一の区分により、これを作製し、且つ、これに左の事項を明らかにしなければならない。

(1) 歳入

- 1 歳入予算額
- 2 徴収決定済額(徴収決定のない歳入については収納後に徴収済として整理した額)
- 3 収納済歳入額
- 4 不納欠損額
- 5 収納未済歳入額

(2) 歳出

- 1 歳出予算額
- 2 前年度繰越額
- 3 予備費使用額
- 4 流用等増減額
- 5 支出済歳出額
- 6 翌年度繰越額
- 7 不用額

第39条 内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び継続費決算報告書並びに国の債務に関する計算書を添附して、これを翌年度の11月30日までに会計検査院に送付しなければならない。

第40条 内閣は、会計検査院の検査を経た歳

入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。

前項の歳入歳出決算には、会計検査院の検査報告の外、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び継続費決算報告書並びに国の債務に関する計算書を添附する。

第41条 毎会計年度において、歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第5章 雑則

第42条 繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつたもの(当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。)は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

第43条 各省各庁の長は、第14条の3第1項又は前条但書の規定による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、大蔵大臣の承認を経なければならない。

前項の承認があつたときは、当該経費については、第31条第1項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

第43条の2 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終らなかつたものは、第42条の規定にかかわらず、継続費に係る事業の完成年度まで、逡次繰り越して使用することができる。

各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

前条第2項の規定は、第1項の規定により繰越をした場合に、これを準用する。

第44条 国は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができる。

第45条 各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことができる。

第46条 内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前前年度の歳入歳出決算並びに公債、借入金及び国有財産の現在高その他財政に関する一般の事項について、印刷物、講演その他適当な方法で国民に報告しなければならない。

前項に規定するものの外、内閣は、少くとも毎四半期ごとに、予算使用の状況、国庫の状況その他財政の状況について、国会及び国民に報告しなければならない。

第47条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

〔編注〕「財政法」制定後、昭和27年7月31日改正までの追録を加除整理したものである。附則は省略。

13-70 会計法

(昭和29年3月31日

法律第36号改正後)

第1章 総則

第1条 一会計年度に属する歳入歳出の出納に関する事務は、政令の定めるところにより、翌年度7月31日までに完結しなければならない。

歳入及び歳出の会計年度所属の区分については、政令でこれを定める。

第2条 各省各庁の長(財政法第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)は、その所掌に属する収入を国庫に納めなければならない。直ちにこれを使用することはできない。

第2章 収入

第3条 租税その他の歳入は、法令の定めるところにより、これを徴収又は収納しなければならない。

第4条 大蔵大臣は、歳入の徴収及び収納に関する事務の一般を管理し、各省各庁の長は、その所掌の歳入の徴収及び収納に関する事務を管理する。

第4条の2 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員にその所掌の歳入の徴収に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政

令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に前項の事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、歳入徴収官(各省各庁の長又は第1項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)に事故がある場合(歳入徴収官が第5項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。)におけるその事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、歳入徴収官の事務の一部を分掌せしめることができる。

前4項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理せしめ又は分掌せしめることができる。

第3項の規定により歳入徴収官の事務を代理する職員は、これを代理歳入徴収官といい、第4項の規定により歳入徴収官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任歳入徴収官という。

第5条 租税その他の歳入は、歳入徴収官でなければ、これを徴収することができない。

第6条 歳入徴収官は、租税その他の歳入を徴収するときは、これを調査決定し、債務者に対して納入の告知をしなければならない。

第7条 租税その他の歳入は、出納官吏でなければ、これを収納することができない。但し、出納員に収納の事務を分掌させる場合又は日本銀行に収納の事務を取り扱わせる場合はこの限りではない。

出納官吏又は出納員は、租税その他の歳入の収納をしたときは、遅滞なく、その収納金を日本銀行に払い込まなければならない。

第8条 歳入の徴収の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない。但し、特別

の必要がある場合においては、政令で特例を設けることができる。

第9条 出納の完結した年度に属する収入その他予算外の収入は、すべて現年度の歳入に組み入れなければならない。但し、支出済となつた歳出の返納金は、政令の定めるところにより、各々支払つた歳出の金額に戻入することができる。

第3章 支出負担行為及び支出

第1節 総則

第10条 各省各庁の長は、その所掌に係る支出負担行為(財政法第34条の2第1項に規定する支出負担行為をいう。以下同じ。)及び支出に関する事務を管理する。

第2節 支出負担行為

第11条 支出負担行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

第12条 各省各庁の長は、財政法第31条第1項の規定により配賦された歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為のうち、同法第34条の2第1項に規定する経費に係るものに基いて契約等をなすには、同項の規定により承認された支出負担行為の実施計画に定める金額を超えてはならない。

第13条 各省各庁の長は、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負担行為に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に、前項の事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為担当官(各省各庁の長又は第1項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)に事故がある場合(支出負担行為担当官が第4項において準用する第4条の2第5項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。)におけるその事務を代理せしめることができる。

第4条の2第5項の規定は、前3項の場

合に、これを準用する。

第3項の規定により支出負担行為担当官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為担当官という。

第13条の2 支出負担行為担当官が支出負担行為をなすには、政令の定めるところにより、支出負担行為の内容を表示する書類を第24条第3項に規定する支出官に送付し、当該支出負担行為が当該支出負担行為担当官に対し政令で定めるところにより示達された歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為の金額に超過しないことの確認を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登録された後でなければ、これをなすことができない。この場合において、支出負担行為担当官が第24条第3項に規定する支出官を兼ねているときは、その確認は、自ら行わなければならない。

第13条の3 各省各庁の長は、予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負担行為の全部又は一部について認証を行わしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に支出負担行為の認証を行わしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為認証官(第1項又は前項の規定により支出負担行為の認証を行う職員をいう。以下同じ。)に事故がある場合(支出負担行為認証官が第4項において準用する第4条の2第5項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。)におけるその事務を代理せしめることができる。

第4条の2第5項の規定は、前3項の場合に、これを準用する。

第3項の規定により支出負担行為認証官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為認証官という。

第13条の4 前条の場合において、支出負担行為担当官が支出負担行為をなすには、第

13条の2の規定にかかわらず、支出負担行為の内容を表示する書類を支出負担行為認証官に送付し、政令の定めるところによりその認証を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登録された後でなければ、これをなすことができない。

第13条の5 支出負担行為の認証の職務は、支出負担行為の職務と相兼ねることができない。但し、特別の必要がある場合においては、政令で特例を設けることができる。

第3節 支出

第14条 各省各庁の長は、その所掌に属する歳出予算に基いて支出しようとするときは、財政法第34条の規定により承認された支払計画に定める金額を超えてはならない。

各省各庁の長は、前項の金額の範囲内であつても、支出負担行為の確認又は認証を受け、且つ、支出負担行為に関する帳簿に登録されたものでなければ支出することはできない。

第15条 各省各庁の長は、その所掌に属する歳出予算に基いて支出しようとするときは、現金の交付に代え、日本銀行を支払人とする小切手を振り出し、又は大蔵大臣の定めるところにより、国庫内の移換のための国庫金振替書(以下国庫金振替書という。)を日本銀行に交付しなければならない。

第16条 各省各庁の長は、債権者のためでなければ小切手を振り出すことはできない。

但し、第17条、第19条乃至第21条の規定により、主任の職員又は日本銀行に対し資金を交付する場合は、この限りでない。

第17条 各省各庁の長は、交通通信の不便な地方で支払う経費、庁中常用の雑費その他経費の性質上主任の職員をして現金支払をなさしめなければ事務の取扱に支障を及ぼすような経費で政令に定めるものについては、当該職員をして現金支払をなさしめるため、政令の定めるところにより、必要な資金を交付することができる。

第18条 各省各庁の長は、前条に規定する経費で政令で定めるものに充てる場合に限り、必要已むを得ないときは大蔵大臣の承認を経て、会計年度開始前、主任の職員に対し同条の規定により資金を交付することがで

きる。

大蔵大臣は、前項の規定による承認をしたときは、日本銀行及び会計検査院に通知しなければならない。

第19条 大蔵大臣は、日本銀行をして国債の元利払及び国の保管に係る現金の利子の支払の事務を取り扱わしめるため、必要な資金を日本銀行に交付することができる。

第20条 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、現金支払をなさしめるため、郵便官署その他の官署の当該職員をしてその保管に係る歳入金、歳出金又は歳入歳出外現金を繰り替え使用せしめることができる。

各省各庁の長は、前項の規定により、歳出金に繰り替え使用した現金を補填するため、その補填の資金を当該職員に交付することができる。

第21条 各省各庁の長は、隔地者に支払しようとするときは、必要な資金を日本銀行に交付して、支払をなさしめることができる。

前項の規定は、隔地の出納官吏に対し第17条又は前条第2項の規定により資金を交付しようとする場合に、これを準用する。

第22条 各省各庁の長は、運賃、傭船料、旅費その他経費の性質上前金又は概算を以て支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについては、前金払又は概算払をすることができる。

第23条 各省各庁の長は、郵便官署その他特殊の経理を必要とする官署で政令で定めるものの事務費については、政令の定めるところにより、その全部又は一部を主任の職員に渡切を以て支給することができる。

第24条 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に属する歳出金を支出するための小切手の振出又は国庫金振替書の交付に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の当該各省各庁所属の職員に前項に規定する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所

属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出官(各省各庁の長又は第1項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)に事故がある場合(支出官が第4項において準用する第4条の2第5項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けた場合を含む。)におけるその事務を代理せしめることができる。

第4条の2第5項の規定は、前3項の場合に、これを準用する。

第3項の規定により支出官事務を代理する職員を代理支出官という。

第25条 削除

第26条 歳出の支出の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない。

第27条 過年度に属する経費は、現年度の歳出の金額からこれを支出しなければならない。但し、財政法第35条第3項但書の規定により大蔵大臣の指定する経費の外、その経費所属年度の毎項金額中不用となつた金額を超過してはならない。

第4節 支払

第28条 日本銀行は、支出官の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日附から10日以上を経過しているものであつても1年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。

日本銀行は、第21条の規定により、資金の交付を受けた場合においては、支出官がその資金の交付のために振り出した小切手の振出日附から1年を経過した後は、債権者又は出納官吏に対し支払をすることができない。

第4章 契約

第29条 各省各庁において、売買、貸借、請負その他の契約をなす場合においては、すべて公告して競争に付さなければならない。但し、各省各庁の長は競争に付することを不利と認める場合その他政令で定める場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約にすることができる。

第5章 時効

第30条 金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは、5年間これを行わないときは、時効に因り消滅する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

第31条 金銭の給付を目的とする国の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項に関し、適用すべき他の法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

第32条 法令の規定により、国がなす納入の告知は、民法第153条(前条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第6章 国庫金及び有価証券

第33条 各省各庁の長は、法律又は政令の規定によるのでなければ、公有若しくは私有の現金又は有価証券を保管することができない。

第34条 日本銀行は、政令の定めるところにより、国庫金出納の事務を取り扱わなければならない。

前項の規定により日本銀行において受入れた国庫金は、政令の定めるところにより、国の預金とする。

第35条 国は、その所有又は保管に係る有価証券の取扱及びその保管に係る現金の利子の支払を日本銀行に命ずることができる。

第36条 日本銀行は、その取り扱った国庫金の出納、国債の発行による収入金の収支、第19条又は第21条の規定により交付を受けた資金の収支及び前条の規定により取り扱った有価証券の受払に関して、会計検査院の検査を受けなければならない。

第37条 日本銀行が、国のために取り扱う現金又は有価証券の出納保管に関し、国に損害を与えた場合の日本銀行の賠償責任については、民法及び商法の適用があるものとする。

第7章 出納官吏

第38条 出納官吏とは、現金又は物品の出納保管を掌る職員をいう。

出納官吏は、法令の定めるところにより、

現金又は物品を出納保管しなければならない。

第39条 出納官吏は、各省各庁の長又はその委任を受けた職員が、これを命ずる。

各省各庁の長又はその委任を受けた職員が必要があると認めるときは、前項の出納官吏の事務の全部を代理する代理出納官吏又はその事務の一部を分掌する分任出納官吏を命ずることができる。

第40条 各省各庁の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、出納官吏、代理出納官吏及び分任出納官吏以外の職員をして現金又は物品の出納保管の事務を取り扱わしめることができる。

前項の規定により現金又は物品の出納保管の事務を取り扱う職員は、これを出納員という。

第40条の2 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員を出納官吏とし、又は当該他の各省各庁所属の他の職員を当該出納官吏の代理出納官吏若しくは分任出納官吏とすることができる。

前項の場合において、各省各庁の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、当該他の各省各庁所属の職員を出納員とすることができる。

第41条 出納官吏が、その保管に係る現金又は物品を亡失毀損した場合において、善良な管理者の注意を怠つたときは、弁償の責を免れることができない。但し、各省各庁の長の定めた規程により各省各庁の職員の使用に供した物品の亡失毀損について、合規の監督を怠らなかつたことを証明した場合、その責に任じない。

出納官吏は、単に自ら事務を執らないことを理由としてその責を免れることができない。但し、代理出納官吏、分任出納官吏又は出納員の行為については、この限りでない。

第42条 各省各庁の長は、出納官吏がその保管に係る現金又は物品について、これを亡失毀損したときは、遅滞なく、これを大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第43条 各省各庁の長は、出納官吏の保管に係る現金又は物品の亡失毀損があつた場合においては、会計検査院の検定前においても、その出納官吏に対して弁償を命ずることができる。

前項の場合において、会計検査院が出納官吏に対し弁償の責がないと検定したときは、その既納に係る弁償金は、直ちに還付しなければならない。

第44条 代理出納官吏、分任出納官吏及び出納員は、その行為については、自らその責に任ずる。

第45条 出納官吏に関する規定は、出納員について、これを準用する。

第8章 雑則

第46条 大蔵大臣は、予算の執行の適正を期するため、各省各庁に対して、収支の実績若しくは見込について報告を徴し、予算の執行状況について実地監査を行い、又は必要に応じ、閣議の決定を経て、予算の執行について必要な指示をなすことができる。

大蔵大臣は、予算の執行の適正を期するため、自ら又は各省各庁の長に委任して、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金の交付を受けた者(補助金の終局の受領者を含む。)又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を監査し又は報告を徴することができる。

第47条 大蔵省、歳入徴収官、各省各庁の長、支出負担行為担当官、支出負担行為認証官、支出官、出納官吏及び出納員並びに日本銀行は、政令の定めるところにより、帳簿を備え、且つ、報告書及び計算書を作製し、これを大蔵省又は会計検査院に送付しなければならない。

第48条 国は、政令の定めるところにより、その歳入、歳出、歳入歳出外現金、支出負担行為、支出負担行為の確認又は認証及び物品に関する事務を、特別調達庁の役職員又は都道府県若しくは特別市の吏員をして取り扱わしめることができる。

前項の規定により、歳入、歳出、歳入歳出外現金、契約等及び物品に関する事務を取り扱う都道府県又は特別市の吏員については、この法律及びその他の会計に関する

法令中、当該事務の取扱に関する規定を準用する。

第49条 第15条の規定は、各省各庁の長又はその委任を受けた職員が、歳出金の支出によらない国庫金の払出をする場合について、これを準用する。

第50条 この法律施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。
〔編注〕「会計法」制定後、昭和29年3月31日改正までの追録を加除整理したものである。附則は省略。

13-71 財政法第42条の特例に関する法律

(昭和29年3月31日法律第31号)

1 昭和27年度一般会計予算における安全保障諸費及び連合国財産補償費の経費の金額で、財政法(昭和22年法律第34号)第14条の3第1項の規定に基き昭和28年度に繰り越されたもののうち、当該年度内に支出を終らなかつたものは、同法第42条但書の規定によるものの外、昭和29年度に繰り越して使用することができる。

2 財政法第43条の規定は、前項の規定による繰越について準用する。この場合において、同条第1項の規定による承認の手続については、同法第14条の3第1項の規定による繰越に関する手続の例による。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔編注〕編者において原資料の様式(タテ書き)を変更して掲載した。以下の法律についても同様。

〔出所〕法令全書。

13-72 国税収納金整理資金に関する法律

(昭和29年3月31日
法律第36号)

(目的)

第1条 この法律は、国税収納金整理資金を設置し、国税収納金等をこの資金に受け入れ、過誤納金の還付金等は、この資金から支払い、その支払った金額を除いた国税収納金等の額を国税収入その他の収入とすることによつて、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払に関する事務処理の円滑化を図ることを目的とする。(定義)

第2条 この法律において「国税収納金等」とは、現金(証券を以てする歳入納付に関する法律(大正5年法律第10号)により現金に代えて納付される証券を含む。)をもつて収納された国税、滞納処分費及び第3条の資金からする支払金の返納金をいう。

2 この法律において「過誤納金の還付金等」とは、過誤納に係る国税の還付金その他これに類する国税に関する支払金で政令で定めるもの及び過誤納に係る滞納処分費の還付金をいう。

3 この法律において「還付加算金」とは、法令の規定により過誤納金の還付金等に加算すべき金額をいう。

4 この法律において「償還金」とは、第10条に規定する国税資金支払命令官が振り出した小切手に係る償還金をいう。(資金の設置)

第3条 この法律の目的を達成するため、国税収納金整理資金(以下「資金」という。)を設置する。(資金の管理)

第4条 資金は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。(資金への受入)

第5条 国税収納金等は、その収納された時に、すべて資金に受け入れられるものとする。

(資金からの支払及び組入)

第6条 過誤納金の還付金等及び償還金は、この法律で定めるところにより、資金から支払うものとする。

2 資金に属する現金は、前項の規定により支払に充てるべき金額を除き、この法律で定めるところにより、一般会計又は交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「特別会計」という。)の歳入に組み入れるものとする。

(資金の経理)

第7条 資金に属する現金の受入、支払及び組入は、歳入歳出外とする。

(国税収納命令官)

第8条 大蔵大臣は、国税収納金等となるべき国税、滞納処分費又は資金からする支払金の返納金(以下「国税等」という。)の徴収に関する事務を所属の職員に委任することができる。

2 大蔵大臣は、国税収納命令官(前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)に事故がある場合(国税収納命令官が第4項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けた場合を含む。)において必要があるときは、所属の職員にその事務を代理させることができる。

3 大蔵大臣は、必要があるときは、所属の職員に国税収納命令官の事務の一部を分掌させることができる。

4 前3項の場合において、大蔵大臣は、大蔵省に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理させ、又は分掌させることができる。

5 第2項の規定により国税収納命令官の事務を代理する職員は、代理国税収納命令官といい、第3項の規定により国税収納命令官の事務の一部を分掌する職員は、分任国税収納命令官という。

(国税等の徴収及び収納)

第9条 国税等は、法令で定めるところにより、徴収し、又は収納するものとする。

2 会計法(昭和22年法律第35号)第5条から第8条までの規定は、国税等の徴収又は収納について準用する。この場合において、

これらの規定中「歳入」とあるのは「国税等」と、同法第5条及び第6条中「歳入徴収官」とあるのは「国税収納命令官」と読み替えるものとする。

(国税資金支払命令官)

第10条 大蔵大臣は、資金からする支払のための小切手の振出又は国庫金振替書の交付(以下「支払命令」という。)に関する事務を所属の職員に委任することができる。

2 大蔵大臣は、国税資金支払命令官(前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)に事故がある場合(国税資金支払命令官が第3項において準用する第8条第4項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けた場合を含む。)において必要があるときは、所属の職員にその事務を代理させることができる。

3 第8条第4項の規定は、前2項の場合について準用する。

4 第2項の規定により国税資金支払命令官の事務を代理する職員は、代理国税資金支払命令官という。(資金の支払計画等)

第11条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、国税資金支払命令官ごとに、資金の支払計画を定め、これを国税資金支払命令官に示達しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の事務の一部を国税庁長官に行わせることができる。

3 国税資金支払命令官は、第1項の規定により示達された資金の支払計画に定める金額をこえて支払命令をしてはならない。

4 会計法第16条、第21条第1項、第26条及び第28条の規定は、国税資金支払命令官がする支払命令について準用する。この場合において、同法第27条中「歳出の支出」とあるのは「支払命令」と、同法第28条中「支出官」とあるのは「国税資金支払命令官」と読み替えるものとする。(還付加算金等の繰入)

第12条 大蔵大臣又は特別会計を管理する内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、還付加算金及び還付加算金に係る償還金を資金から支払わせるため、必要な金額を、

一般会計又は特別会計からの歳出として資金に繰り入れることができる。

(郵政官署への委託払)

第13条 大蔵大臣は、過誤納金の還付金等、還付加算金及び償還金の支払に関する事務の一部を郵政官署に取り扱わせることができる。

2 前項の規定による支払をする場合においては、大蔵大臣は、郵政官署を指定して、これにその支払を委託するとともに、その旨をその支払を受けるべき者に通知しなければならない。

3 大蔵大臣は、前項に規定する支払の委託(以下「支払委託」という。)に関する事務を所属の職員に委任することができる。

4 大蔵大臣は、国税資金支払委託官(前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)に事故がある場合(国税資金支払委託官が第5項において準用する第8条第4項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けた場合を含む。)において必要があるときは、所属の職員にその事務を代理させることができる。

5 第8条第4項の規定は、前2項の場合について準用する。

6 第4項の規定により国税資金支払委託官の事務を代理する職員は、代理国税資金支払委託官という。

7 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、国税資金支払委託官ごとに、支払委託をすることができる金額を定め、これを国税資金支払委託官に示達しなければならない。

8 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、前項の事務の一部を所属の職員に行わせることができる。

9 国税資金支払委託官は、第7項の規定により示達された金額をこえて支払委託をしてはならない。

10 大蔵大臣は、第1項の規定による支払に必要な金額を郵政大臣の指定する出納官吏に交付することができる。

11 前各項の規定するものの外、第1項の規定による支払について必要な事項は、政令で定める。

(歳入への組入)

第14条 大蔵大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、当該年度の初日から翌年度の4月30日までの期間内において資金に受け入れた国税収納金等(資金からする支払金の返納金で政令で定めるものを除く。)で当該年度に所属するものの額から当該年度において支払の決定をした過誤納金の還付金等の額を控除した額を、当該年度の一般会計又は特別会計の歳入に組み入れるものとする。

2 前項に規定する国税収納金等の所属する年度の区分については、政令で定める。

3 過誤納金の還付金等又は過誤納金の還付金等に係る償還金が、その支払の決定をした年度の翌年度以後において、時効の完成その他の事由に因り、その支払を要しなくなつたときは、その支払を要しなくなつた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、資金から一般会計又は特別会計の歳入に組み入れるものとする。

(帳簿及び報告書等)

第15条 国税収納命令官、国税資金支払命令官及び国税資金支払委託官は、政令で定めるところにより、帳簿を備え、且つ、報告書及び計算書を作製し、これを大蔵大臣又は会計検査院に送付しなければならない。

2 出納官吏、出納員及び日本銀行は、政令で定めるところにより、資金に属する現金でその出納したものについて、国税収納命令官又は国税資金支払命令官に報告しなければならない。

(国税収納金整理資金受払計算書)

第16条 大蔵大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、国税収納金整理資金受払計算書を作製しなければならない。

2 内閣は、前項の国税収納金整理資金受払計算書を、翌年度の11月30日までに会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

3 内閣は、前項の規定により会計検査院の検査を経た国税収納金整理資金受払計算書を、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

(職員の責任)

第17条 国税資金支払命令官、代理国税資金支払命令官、国税資金支払委託官及び代理国税資金支払委託官並びにこれらの者からその補助者としてその事務の一部を処理することを命ぜられた職員の責任については、これらの職員を予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)に規定する予算執行職員とみなし、これらの職員がする支払命令又は支払委託に関する行為を同法に規定する支出等の行為とみなして、同法を適用する。

(政令への委任)

第18条 この法律に定めるものの外、この法律の施行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

2 第2条第1項及び第2項並びに第8条第1項の規定の適用については、当分の間、国税に対する督促手数料及び延滞金は、滞納処分費とみなす。

3 国税収納金等、過誤納金の還付金等又は還付加算金で、この法律による改正前の会計法及びこれに基く命令の規定により昭和28年度所属の歳入金又は歳出金となるべきものについては、なお従前の例による。但し、昭和28年度の出納の完結の時までに収納され、又は支払われないものについては、この限りでない。

4 国税徴収法(明治30年法律第21号)の一部を次のように改正する。

第31条ノ6第1項中「支出シ」を「支払決定ヲ為シ」に改め、「(第31条ノ7ニ依リ支払ヲ為ス場合ニ在リテハ政府ニ於テ其ノ支払フ旨ノ通知書ヲ納税義務者ニ発シタル日)」を削る。

第31条ノ7を削る。

5 証券を以てする歳入納付に関する法律の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「租税其ノ他ノ」を「租税及」に改める。

6 所得税法(昭和22年法律第27号)の一部を次のように改正する。

第31条第3項、第36条第7項及び第54条

第1項第2号中「支出」を「支払決定」に改める。

7 法人税法(昭和22年法律第28号)の一部を次のように改正する。

第26条の4第6項、第26条の5第4項、第26条の8第4項及び第42条第1項第4号中「支出」を「支払決定」に改める。

8 会計法の一部を次のように改正する。

第3条及び第5条から第7条までの規定中「租税その他の」を削る。

9 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和23年法律第142号)の一部を次のように改正する。

第2条中「租税その他の」を「租税及び」に改める。

10 大蔵省設置法(昭和24年法律第144号)の一部を次のように改正する。

第7条中第17号を第18号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

12 国税収納金整理資金を管理すること。

11 関税法(昭和29年法律第61号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「支払う日」を「支払決定をする日」に改める。

〔出所〕 法令全書。

13-73 財政法等の一部を改正する法律

(昭和29年5月8日)

法律第90号)

第1条 財政法(昭和22年法律第34号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「歳出予算の金額」の下に「(第43条の3に規定する承認があつた金額を含む。)」を加え、同条第3項中「3箇年度」を「5箇年度」に改める。

第34条第3項中「及び会計検査院」を削る。

第43条第2項を次のように改める。

前項の承認があつたときは、当該経費に係る歳出予算は、その承認があつた金額の範囲内において、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

第43条に次の2項を加える。

各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとに、その金額を明らかにして、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第2項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、第31条第1項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第3項の規定による通知は、これを必要としない。第43条の2第3項中「前条第2項」を「前条第3項及び第4項」に、「第1項」を「前項」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

第43条の3 各省各庁の長は、繰越明許費の金額について、予算の執行上やむを得ない事由がある場合においては、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにし、大蔵大臣の承認を経て、その承認があつた金額の範囲内において、翌年度にわたつて支出すべき債務を負担することができる。

第2条 会計法(昭和22年法律第35号)の一部を次のように改正する。

第13条第5項中「代理支出負担行為担当官という。」を「代理支出負担行為担当官といい、第4項の規定により支出負担行為担当官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任支出負担行為担当官という。」に改め、同条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同条第3項中「第4項」を「第5項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為担当官の事務の一部を分掌せしめることができる。

第13条の2に次の1項を加える。

分任支出負担行為担当官が支出負担行為をなす場合における前項の規定の適用については、同項前段中「支出負担行為担当官が」とあるのは「分任支出負担行為担当官が」と、「支出負担行為の内容を表示する書類」とあるのは「支出負担行為担当官が所属の各分任支出負担行為

担当官のなす支出負担行為の限度額及びその内訳を記載した書類」と読み替えるものとする。

第13条の4中「第13条の2」を「第13条の2第1項」に改める。

第42条中「遅滞なく,」を「政令の定めるところにより,」に改める。

第46条の次に次の1条を加える。

第46条の2 各省各庁の長は、財政法第43条第1項に規定する繰越の手續に関する事務を当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、大蔵大臣は、同項に規定する承認に関する事務を大蔵省所属の職員に、政令の定めるところにより、委任することができる。

第47条第1項中「大蔵省」を「大蔵大臣」に改める。

第48条中「又は認証」の下に「, 繰越の手續」を加え,「吏員」を「長又は吏員」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の財政法の規定は、昭和29年度分の予算から適用する。

3 昭和28年度分以前の予算に係る繰越については、なお従前の例による。

4 大蔵省設置法(昭和24年法律第144号)の一部を次のように改正する。

第8条中第19号を第20号とし、第6号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

6 各省各庁の繰越明許費に関し、翌年度にわたつて支出すべき債務の負担を承認すること。

5 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「吏員」を「長又は吏員」に改める。

〔出所〕 法令全書。

13-74 国の所有に属する自動車の交換に関する法律

(昭和29年5月17日
法律第109号)

1 各省各庁の長(財政法(昭和22年法律第34号)第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。)は、当分の間、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、国の所有に属する自動車を、国以外の者が所有する自動車と交換することができる。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足し、又は補足させなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。
〔出所〕 法令全書。

13-75 補助金等の臨時特例等に関する法律

(昭和29年5月28日
法律第129号)

第1章 文部省関係
(公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法の施行の停止)

第1条 公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法(昭和23年法律第134号)は、その施行を停止する。

(社会教育法に基く補助の特例)

第2条 公立の公民館に関する国の補助については、社会教育法(昭和24年法律第207号)第35条及び第36条(公民館の補助その他の援助)の規定によらず、次項及び第3項に定めるところによる。

2 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、左に掲げる経費について、その一部を補助することができる。

一 公民館の施設に要する経費

二 公民館に備え付ける図書その他の設備に要する経費

3 前項の経費の範囲その他補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(図書館法に基く補助の特例)

第3条 公立図書館に関する国の補助については、図書館法(昭和25年法律第118号)第20条及び第22条(公立図書館に対する補助その他の援助)の規定によらず、次項及び第3項に定めるところによる。

2 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、左に掲げる経費について、その一部を補助することができる。

一 図書館の施設に要する経費

二 図書館に備え付ける図書館資料その他の設備に要する経費

3 前項の経費の範囲その他補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(産業教育振興法に基く補助の特例)

第4条 産業教育振興法(昭和26年法律第228号)第20条(教科用図書の発行に関する補助)の規定は、適用しない。

(博物館法に基く補助の特例)

第5条 公立博物館に関する国の補助については、博物館法(昭和26年法律第285号)第24条及び第25条(補助金の交付その他の援助)の規定によらず、次項及び第3項に定めるところによる。

2 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、左に掲げる経費について、その一部を補助することができる。

一 博物館の施設に要する経費

二 博物館に備え付ける博物館資料その他の設備に要する経費

3 前項の経費の範囲その他補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律の施行の停止)

第6条 新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律(昭和27年法律第32号)は、その施行を停止する。

第2章 厚生省関係

(児童福祉法に基く負担の特例)

第7条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第52条(国庫負担)の規定中母子手帳に関す

る部分は、適用しない。

(性病予防法に基く負担の特例)

第8条 性病の診療を行うための都道府県又は市町村(特別区を含む。)の診療所又は代用診療所に要する費用についての国の負担率は、性病予防法(昭和23年法律第167号)第19条(国庫負担)の規定にかかわらず、4分の1とする。

(精神衛生法に基く補助の特例)

第9条 公立の精神衛生相談所の運営に要する経費についての国の補助率は、精神衛生法(昭和25年法律第123号)第8条(国の補助)の規定にかかわらず、4分の1とする。

(母子福祉資金の貸付等に関する法律に基く負担の特例)

第10条 母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和27年法律第350号)第15条第5項(母子相談員に要する費用)の規定中国の負担に関する部分は、適用しない。

第3章 農林省関係

(漁業法に基く負担の特例)

第11条 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する国の負担については、漁業法(昭和24年法律第267号)第118条(漁業調整委員会の費用)及び第132条(内水面漁場管理委員会の費用)の規定によらず、次項に定めるところによる。

2 国は、政令で定めるところにより、漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に要する経費を負担する。

(家畜伝染病予防法に基く負担の特例)

第12条 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第60条(費用の負担)第1号又は第6号の経費のうち、家畜伝染病(同法第62条の規定により指定された疾病を含む。)以外の寄生虫病の発生を予防するために要するものについての国の負担率は、同法第60条第1号又は第6号の規定にかかわらず、2分の1とする。

(水産資源保護法に基く負担の特例)

第13条 国は、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第19条(費用の負担)の規定にかかわらず、予算の範囲内において、都道府県知事が管理計画に基いて行う保護水面の管理に要する経費の一部を補助するものと

する。
(漁船損害補償法の規定の読替)

第14条 漁船損害補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項(付保義務の発生)中「指定漁船(1年を通じて60日以上漁業に従事する総トン数100トン未満1トン以上の動力漁船であつて当該地区内に主たる根拠地を有する漁船をいう。以下同じ。)」とあるのは、「政令で指定する漁船(以下「指定漁船」という。)」と読み替えるものとする。

第4章 通商産業省関係
(自転車競技法に基く国庫納付金制度の停止)

第15条 自転車競技法(昭和23年法律第209号)第10条第3項及び第4項(国庫納付金)及び第4項(国庫納付金及びその用途)の規定は、適用しない。
(小型自動車競走法に基く国庫納付金制度の停止)

第16条 小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)第17条(国庫納付金)の規定は、適用しない。

第5章 運輸省関係
(日本国有鉄道法の一部改正)

第17条 日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)の一部を次のように改正する。

第57条第1項中「(第1項第3号を準用する場合を除く。)」を削る。

第58条を次のように改める。

第58条 削除
(モーターボート競走法に基く国庫納付金制度の停止)

第18条 モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)第20条(国庫納付金)の規定は、適用しない。
(外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法に基く利子補給の一部停止)

第19条 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法(昭和28年法律第1号)第19条(日本開発銀行に対する利子補給契約)の規定は、適用しない。
(地方鉄道軌道整備法の規定の読替)

第20条 地方鉄道軌道整備法(昭和28年法律第169号)第8条第1項、第2項及び第3項(補助)中「相当する金額」とあるのは、そ

れぞれ「相当する金額を限度として」と読み替えるものとする。

第6章 建設省関係
(公営住宅法に基く補助等の特例)

第21条 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第7条第1項(国の補助)に規定する第一種公営住宅の建設費用についての国の補助率は、政令で定める第一種公営住宅に係るものについては、同項の規定にかかわらず、2分の1以内とすることができる。

2 公営住宅法第26条第1項(建設大臣及び都道府県知事の指導監督)の規定により都道府県知事が行う指導監督に要する費用については、同法第27条(指導監督費の交付)の規定によらず、次項に定めるところによる。

3 国は、政令で定めるところにより、公営住宅法第26条第1項の規定により都道府県知事が行う指導監督に要する費用の一部を当該都道府県に交付する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この附則に特別の定がある場合を除いて、昭和29年4月1日から適用する。

2 この法律は、この法律施行前に補助又は負担をすべきこととなつた場合における補助金又は負担金については、適用しない。

3 第6条の規定は、昭和28年度以前に新たに入学した児童に対する教科用図書の給与及びこの法律施行前に、新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律に基くものとして、昭和29年度に新たに入学した児童に対し行つた教科用図書の給与に関しては、適用しない。

4 漁業協同組合の地区において、昭和29年3月31日以前に漁船損害補償法(以下「補償法」という。)第112条第1項及び漁船損害補償法の一部を改正する法律(昭和28年法律第146号)附則第2項(指定漁船に関する読替)の規定による同意があつた場合には、当該地区においては、補償法第113条の3第1項(付保義務の消滅)各号の1に該当する場合を除き、その同意は、同年4月1日以後、補償法第112条第1項及びこの法律第14条の規定によるものとして引き続

き効力を有するものとする。但し、同条の政令で指定する漁船(以下「新指定漁船」という。)以外の漁船については、この法律施行の日以後は、この限りでない。

5 前項の規定は、昭和29年4月1日以後この法律施行前に補償法第112条第1項の規定による同意があつた場合について準用する。この場合において、前項本文中「同年4月1日以後」とあるのは「同意があつた時以後」と読み替えるものとする。

6 前項の規定は、この法律施行の日において当該地区内に住所を有する新指定漁船の所有者の総員のうち、同項の同意に加わり且つその同意の際に新指定漁船に該当する漁船を所有していた者の占める割合が3分の2に満たない場合には、この法律施行の日以後は、適用しない。

7 第5項の場合において補償法第112条第1項の規定により新指定漁船以外の漁船が普通損害保険に付されたとき(同条第2項(義務付保とみなされる場合)の規定により新指定漁船以外の漁船が普通損害保険に付されたものとみなされたときを含む。)は、当該漁船については、国庫は、この法律施行の際まだ経過していない保険期間に対応する部分の保険料に係る負担を行わない。

8 前項の場合において補償法第112条第1項の規定により新指定漁船以外の漁船を普通損害保険に付した者は、この法律施行の

日から起算して20日を経過するまでの期間内に、当該普通損害保険を将来に向つて解除することができる。この場合には、その者は、漁船保険組合に対し、解除の際まだ経過していない保険期間に対応する部分の保険料の払いもどしを請求することができる。

9 漁船保険組合は、前項後段の規定による請求に応じて保険料の払いもどしをすべきときは、政府に対し、その払いもどすべき保険料のうち純保険料の100分の90に相当する金額の支払を請求することができる。

10 第15条、第16条又は第18条の規定は、昭和29年4月1日前に実施した競輪、小型自動車競走又はモーターボート競争(以下この項において「競輪等」という。)に係る国庫納付金の納付については、適用しない。この場合において、競輪等の実施期間が同日以後にわたるときは、当該競輪等に係る国庫納付金の金額は、同年3月31日までの期間に対応する部分の金額とする。

11 この法律は、第17条の規定を除くの外、昭和30年3月31日限りその効力を失う。但し、昭和29年度分の予算に係る補助金及び負担金については、同日後もなおその効力を有する。

〔編注〕 目次は省略。
〔出所〕 法令全書。

(2) 昭和30年代

13-76 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
(昭和30年8月27日
法律第179号)

- 第1章 総則
(この法律の目的)
- 第1条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。
(定義)
- 第2条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。
- 一 補助金
 - 二 負担金(国際条約に基く分担金を除く。)
 - 三 利子補給金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、そ

- の交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第1号の給付金の交付又は同項第2号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
- 7 この法律において「各省各庁」とは、財政法(昭和22年法律第34号)第21条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。
(関係者の責務)
- 第3条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。
- 2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。
(他の法令との関係)
- 第4条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。
- 第2章 補助金等の交付の申請及び決定
(補助金等の交付の申請)
- 第5条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各

- 庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。
(補助金等の交付の決定)
- 第6条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をしなければならない。
- 2 各省各庁の長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
- 3 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。
(補助金等の交付の条件)
- 第7条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。
- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用法に関する事項
 - 三 補助事業等の内容の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

- 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
- 3 前2項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
- 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。
(決定の通知)
- 第8条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。
(申請の取下げ)
- 第9条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。
(事情変更による決定の取消等)
- 第10条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。

ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
- 3 各省各庁の長は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要なとなつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
- 4 第8条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

第3章 補助事業等の遂行等
(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第11条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件其他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

- 2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。
(状況報告)

第12条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。
(補助事業等の遂行等の命令)

第13条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。
(実績報告)

第14条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。
(補助金等の額の確定等)

第15条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。
(是正のための措置)

第16条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを

当該補助事業者等に対して命ずることができる。

- 2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。
第4章 補助金等の返還等
(決定の取消)

第17条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件其他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 4 第8条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消をした場合について準用する。
(補助金等の返還)

第18条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

- 2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第1項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。
(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者等は、第17条第1項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による

処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)百円につき1日3銭の割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額百円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
(他の補助金等の一時停止等)

第20条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。
(徴収)

第21条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税徴収の例により、徴収することができる。

- 2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとする。

第5章 雑則
(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合

は、この限りでない。
(立入検査等)

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(不当干渉等の防止)

第24条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。
(不服の申立)

第25条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体(港湾法(昭和25年法律第218号)に基く港務局を含む。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服の申立をすることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申立があつたときは、申立をした者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を申立をした者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。
(事務の委任)

第26条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関又は都道府県の機関に委任することができる。
(適用除外)

第27条 他の法律又はこれに基く命令若しく

はこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、5年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第30条 第11条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第31条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

一 第13条第2項の規定による命令に違反した者

二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者

三 第23条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第32条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第33条 前条の規定は、国又は地方公共団体

には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第29条から第31条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。ただし、昭和29年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。

2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

3 日本専売公社法(昭和23年法律第255号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第29条—第43条の23)」を「(第29条—第43条の24)」に改め、第43条の23の次に次の1条を加える。

(補助金等)

第43条の24 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の規定(罰則を含む。)は、日本専売公社の補助金等及び間接補助金等に関し準用する。この場合において、同法(第2条第7項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「日本専売公社」と、「各省各庁の長」とあるのは「日本専売公社の総裁」と、第2条、第7条及び第19条中「国」とあるのは「日本専売公社」と読み替えるものとする。

4 日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)の一部を次のように改正する。

第50条の次に次の1条を加える。

(補助金等)

第50条の2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の規定(罰則を含む。)は、日本国有鉄道の補助金等及び間接補助金等に関し準用する。この場合において、同法(第2条第7項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「日本国有鉄道」と、「各省各庁の長」とあるのは「日本国有鉄道の総裁」

と、第2条、第7条及び第19条中「国」とあるのは「日本国有鉄道」と読み替えるものとする。

5 日本電信電話公社法(昭和27年法律第250号)の一部を次のように改正する。

第73条の次に次の1条を加える。

(補助金等)

第73条の2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の規定(罰則を含む。)は、日本電信電話公社の補助金等及び間接補助金等に関し準用する。この場合において、同法(第2条第7項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「日本電信電話公社」と、「各省各庁の長」とあるのは「日本電信電話公社の総裁」と、第2条、第7条及び第19条中「国」とあるのは「日本電信電話公社」と読み替えるものとする。

(編注) 目次は省略。

(出所) 法令全書。

13-77 物品管理法

(昭和31年5月22日
法律第113号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、物品の取得、保管、供用及び処分(以下「管理」という。)に関する基本的事項を規定することにより、物品の適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「物品」とは、国が所有する動産のうち次に掲げるもの以外のもの及び国が供用のために保管する動産をいう。

一 現金

二 法令の規定により日本銀行に寄託すべき有価証券

三 国有財産法(昭和23年法律第73号)第2条第1項第2号又は第3号に掲げる国有財産

2 この法律において「供用」とは、物品をその用途に応じて国において使用させるこ

とをいう。

- 3 この法律において「各省各庁の長」とは、
財政法(昭和22年法律第34号)第20条第2項
に規定する各省各庁の長をいい、「各省各
庁」とは、同法第21条に規定する各省各庁
をいう。
(分類)

第3条 各省各庁の長は、その所管に属する
物品について、物品の適正な供用及び処分
(国の事務又は事業の目的に従い用途に応
じて行う処分に限る。第14条第5項、第3
章第4節の節名及び第31条第1項を除き、
以下同じ。)を図るため、供用及び処分の目
的に従い、分類を設けるものとする。

- 2 前項の分類は、各省各庁の予算で定める
物品に係る経費の目的に反しないものでな
ければならない。ただし、当該経費の目的
に従つて分類を設けることが、その用途を
勘案し、適正かつ効率的な供用及び処分
の上から、不適当であると認められる物品
については、これに係る事務又は事業の遂行
のため必要な範囲内で、当該経費の目的に
よらない分類をすることは、さしつかえない。

- 3 各省各庁の長は、物品の管理のため必要
があるときは、第1項の分類に基き、細分
類を設けることができる。

- 4 各省各庁の長は、第1項の分類を設けよ
うとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に
協議しなければならない。
(所属分類の決定)

第4条 第8条第3項又は第7項に規定する
物品管理官又は分任物品管理官は、政令で
定めるところにより、その管理する物品の
属すべき分類(前条第3項の規定による細
分類を含む。次条第2項を除き、以下同
じ。)を、前条の規定による分類の趣旨に従
つて、決定しなければならない。
(分類換)

第5条 前条の物品管理官又は分任物品管理
官は、物品の効率的な供用又は処分のため
必要があるときは、各省各庁の長の承認を
経て、その管理する物品について分類換
(物品をその属する分類から他の分類に移
し換えることをいう。以下同じ。)をするこ

とができる。ただし、政令で定める場合に
は、その承認は、必要としない。

- 2 各省各庁の長は、第3条第1項の規定に
よる同一の分類内における同条第3項の細
分類間の分類換について前項の承認をしよ
うとする場合その他政令で定める場合を除
くほか、同項の承認をしようとするときは、
あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければなら
ない。

(他の法令との関係)

第6条 物品の管理については、他の法律又
はこれに基く命令に特別の定がある場合を
除くほか、この法律の定めるところによる。

第2章 物品の管理の機関
(管理の機関)

第7条 各省各庁の長は、その所管に属する
物品を管理するものとする。
(物品管理官)

第8条 各省各庁の長は、政令で定めると
ころにより、当該各省各庁所属の職員に、そ
の所管に属する物品の管理に関する事務を
委任することができる。

- 2 各省各庁の長は、必要があるときは、政
令で定めるところにより、他の各省各庁所
属の職員に、前項の事務を委任することが
できる。

- 3 各省各庁の長又は前2項の規定により物
品の管理に関する事務の委任を受けた職員
は、物品管理官という。

- 4 各省各庁の長は、必要があるときは、政
令で定めるところにより、当該各省各庁所
属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、
物品管理官に事故がある場合(物品管理官
が第6項の規定により指定された官職にあ
る者が欠けたときを含む。)におけるその事
務を代理させることができる。

- 5 各省各庁の長は、必要があるときは、政
令で定めるところにより、当該各省各庁所
属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、
物品管理官の事務の一部を分掌させること
ができる。

- 6 第1項、第2項、第4項又は前項の場合
において、各省各庁の長は、当該各省各庁
又は他の各省各庁に置かれた官職を指定す

ることにより、その官職にある者に当該事
務を委任し、代理させ、又は分掌させるこ
とができる。

- 7 第4項の規定により物品管理官の事務を
代理する職員は、代理物品管理官といい、
第5項の規定により物品管理官の事務の一
部を分掌する職員は、分任物品管理官とい
う。
(物品出納官)

第9条 物品管理官(分任物品管理官を含む。
以下同じ。)は、政令で定めるところにより、
その所属する各省各庁所属の職員に、その
管理する物品の出納及び保管に関する事務
(出納命令に係る事務を除く。)を委任する
ものとする。

- 2 前項の規定により物品の出納及び保管に
関する事務の委任を受けた職員は、物品出
納官という。

- 3 物品管理官は、必要があるときは、政令
で定めるところにより、その所属する各省
各庁所属の職員に、物品出納官に事故があ
る場合(物品出納官が第5項において準用
する前条第6項の規定により指定された官
職にある者である場合においては、その官
職にある者が欠けたときを含む。)における
その事務を代理させることができる。

- 4 物品管理官は、必要があるときは、政令
で定めるところにより、その所属する各省
各庁所属の職員に、物品出納官の事務の一
部を分掌させることができる。

- 5 前条第6項の規定は、第1項、第3項又
は前項の場合について準用する。

- 6 第3項の規定により物品出納官の事務を
代理する職員は、代理物品出納官といい、
第4項の規定により物品出納官の事務の一
部を分掌する職員は、分任物品出納官とい
う。
(物品供用官)

第10条 物品管理官は、必要があるときは、
政令で定めるところにより、その所属する
各省各庁所属の職員に、物品の供用に関す
る事務を委任することができる。

- 2 前項の規定により物品の供用に関する事
務の委任を受けた職員は、物品供用官とい
う。

- 3 物品管理官は、必要があるときは、政令
で定めるところにより、その所属する各省
各庁所属の職員に、物品供用官に事故があ
る場合(物品供用官が次項において準用す
る第8条第6項の規定により指定された官
職にある者である場合においては、その官
職にある者が欠けたときを含む。)における
その事務を代理させることができる。

- 4 第8条第6項の規定は、第1項又は前項
の場合について準用する。

- 5 第3項の規定により物品供用官の事務を
代理する職員は、代理物品供用官という。
(都道府県等の長又は吏員に対する事務の
委任)

第11条 各省各庁の長は、政令で定めると
ころにより、物品の管理に関する事務を都道
府県又は特別市の長又は吏員に行わせるこ
とができる。

- 2 前項の規定により物品の管理に関する事
務を行う都道府県又は特別市の長又は吏員
については、この法律その他の物品の管理
に関する法令の当該事務の取扱に関する規
定を準用する。
(管理事務の総括)

第12条 大蔵大臣は、物品の管理の適正を期
するため、物品の管理に関する制度を整え、
その管理に関する事務を統一し、その増減
及び現在額を明らかにし、並びにその管理
について必要な調整をするものとする。

- 2 大蔵大臣は、物品の管理の適正を期する
ため必要があると認めるときは、各省各庁
の長に対し、その所管に属する物品につい
て、その状況に関する報告を求め、当該職
員に実地監査を行わせ、又は閣議の決定を
経て、分類換、第16条第1項に規定する管
理換その他必要な措置を求めることができ
る。

第3章 物品の管理

第1節 通則

(需給計画)

第13条 各省各庁の長は、その所管に係る予
算及び事務又は事業の予定を勘案し、政令
で定めるところにより、毎会計年度、多量
に取得することを必要とする物品その他の
物品で政令で定めるものの需給の見積(以

下「需給計画」という.)を立てなければならない。
(運用計画)

第14条 物品管理官は、政令で定めるところにより、毎会計年度、物品(政令で定める物品を除く.)の取得及び供用又は処分に関する事項についての計画(以下「運用計画」という.)を定めなければならない。

2 物品管理官は、運用計画を定めようとするときは、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

3 物品管理官は、前2項の規定による運用計画について変更を要するときは、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

4 各省各庁の長は、需給計画が立てられている物品については需給計画に照らして、その他の物品については予算及び事務又は事業の予定を勘案して、前2項の承認をするものとする。

5 物品管理官は、第2項又は第3項の承認を受けたときは、その承認を受けた運用計画を物品供用官に示達するとともに、関係の契約等担当職員(国のために契約その他物品の取得又は処分の原因となる行為をする職員をいう。以下同じ.)に通知しなければならない。

(供用又は処分の原則)

第15条 物品は、その属する分類の目的に従い、かつ、運用計画が立てられている物品にあつては運用計画に基いて、供用又は処分をしなければならない。

(管理換)

第16条 物品管理官は、物品の効率的な供用又は処分のため必要があるときは、政令で定めるところにより、各省各庁の長の承認を経て、その管理する物品について管理換(物品管理官の間において物品の所属を移すことをいう。以下同じ.)をすることができる。

2 前項の承認は、管理換を目的として需給計画又は運用計画が立てられている物品その他政令で定める物品については、必要としない。

3 各省各庁の長は、異なる各省各庁の間における管理換について第1項の承認をしよ

うとするときは、政令で定める物品を除くほか、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 異なる会計の間において管理換をする場合には、政令で定める場合を除くほか、有償として整理するものとする。
(管理の義務)

第17条 物品の管理に関する事務を行う職員は、この法律その他の物品の管理に関する法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもつてその事務を行わなければならない。
(関係職員の行為の制限)

第18条 物品に関する事務を行う職員は、その取扱に係る物品(政令で定める物品を除く.)を国から譲り受けることができない。

2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。

第2節 取得及び供用
(取得のための措置)

第19条 物品管理官は、運用計画が立てられている物品については運用計画の範囲内で、その他の物品については供用又は処分のため必要な範囲内で、契約等担当職員に対し、取得のため必要な措置を請求しなければならない。

2 契約等担当職員は、前項の請求に基き、かつ、予算を要するものにあつてはその範囲内で、物品の取得のため必要な措置をするものとする。
(供用)

第20条 物品供用官は、その供用すべき物品について、物品管理官に対し、払出のための第23条の規定による命令を請求しなければならない。

2 物品管理官は、物品の供用のための第23条の規定による命令をしたとき(前項の請求に基いてしたときを除く.)は、供用の目的を明らかにして、その旨を物品供用官(物品供用官を置かない場合にあっては、物品を使用する職員。以下次条において同じ.)に知らせなければならない。
(返納)

第21条 物品供用官は、供用中の物品で供用の必要がないもの、修繕若しくは改造を要するもの又は供用することができないもの

があると認めるときは、その旨を物品管理官に報告しなければならない。

2 物品管理官は、前項の報告等により同項に規定する物品があると認めるときは、物品供用官に対し、当該物品の返納を命じなければならない。

第3節 保管
(保管の原則)

第22条 物品は、国の施設において、良好な状態で常に供用又は処分をすることができるように保管しなければならない。ただし、物品管理官が国の施設において保管することを物品の供用又は処分の上から不適当であると認める場合その他特別の理由がある場合は、国以外の者の施設に保管することを妨げない。

(出納命令)

第23条 物品管理官は、物品を出納させようとするときは、物品出納官(分任物品出納官を含む。以下同じ.)に対し、出納すべき物品の分類を明らかにして、その出納を命じなければならない。

(出納)

第24条 物品出納官は、前条の規定による命令がなければ、物品を出納することができない。

(保管状況の報告)

第25条 物品出納官は、政令で定めるところにより、毎会計年度末現在において、保管する物品の状況を物品管理官に報告しなければならない。

(供用不適品等の処理)

第26条 物品出納官は、その保管中の物品(修繕若しくは改造を要するもの又は供用できないものとして、第21条第2項の規定により返納された物品を除く.)のうちに供用若しくは処分をすることができないもの又は修繕若しくは改造を要するものがあると認めるときは、その旨を物品管理官に報告しなければならない。

2 物品管理官は、第21条第1項又は前項の報告等により修繕又は改造を要する物品があると認めるときは、契約等担当職員その他関係の職員に対し、修繕又は改造のため必要な措置を請求しなければならない。

第4節 処分
(不用の決定等)

第27条 物品管理官は、供用及び処分の必要がない物品について管理換若しくは分類換により適切な処理をすることができないとき、又は供用及び処分をすることができない物品があるときは、これらの物品について不用の決定をすることができる。この場合において、政令で定める物品については、あらかじめ、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

2 物品管理官は、前項の規定により不用の決定をした物品のうち売り払うことが不利又は不適当であると認めるもの及び売り払うことができないものは、廃棄することができる。

(売払)

第28条 物品は、売払を目的とするもの又は不用の決定をしたものでなければ、売り払うことができない。

2 物品管理官は、前項の物品のうち、売払を目的とするもので運用計画が立てられているものについては運用計画の範囲内で、その他のものについては必要なつど、契約等担当職員に対し、売払のため必要な措置を請求しなければならない。

3 契約等担当職員は、前項の請求に基き、物品の売払のため必要な措置をするものとする。
(貸付)

第29条 物品は、貸付を目的とするもの又は貸し付けても国の事務若しくは事業に支障を及ぼさないと認められるものでなければ、貸し付けることができない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の物品を貸し付ける場合について準用する。
(出資等の制限)

第30条 物品は、法律に基く場合を除くほか、出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。

第4章 物品管理職員等の責任
(物品管理職員の責任)

第31条 物品管理官、代理物品管理官、物品出納官、代理物品出納官、物品供用官、代理物品供用官及び第11条の規定により物品

の管理に関する事務を行う都道府県又は特別市の長又は吏員(以下「物品管理職員」という.)は、故意又は重大な過失により、この法律の規定に違反して物品の取得、所属分類の決定、分類換、管理換、出納命令、出納、保管、供用、不用の決定若しくは処分(以下「物品の管理行為」という.)をしたこと又はこの法律の規定に従った物品の管理行為をしなかつたことにより、物品を亡失し、又は損傷し、その他国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

- 2 前項の規定により弁償すべき国の損害の額は、物品の亡失又は損傷の場合にあつては、亡失した物品の価額又は損傷による物品の減価額とし、その他の場合にあつては、当該物品の管理行為に関し通常生ずべき損害の額とする。(亡失又は損傷等の通知)

第32条 各省各庁の長は、物品管理職員が、物品を亡失し、若しくは損傷したとき、又はこの法律の規定に違反して物品の管理行為をしたこと若しくはこの法律の規定に従った物品の管理行為をしなかつたことにより国に損害を与えたと認めるときは、政令で定めるところにより、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。(検定前の弁償命令)

第33条 各省各庁の長は、物品管理職員が第31条第1項の規定に該当すると認めるときは、会計検査院の検定前においても、その物品管理職員に対して弁償を命ずることができる。

- 2 前項の規定により弁償を命じた場合において、会計検査院が物品管理職員に対し、弁償の責がないと検定したときは、その既納に係る弁償金は、直ちに還付しなければならない。(使用職員の責任)

第34条 物品を使用する職員は、故意又は重大な過失によりその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、その損害を弁償する責に任じなければならない。

- 2 第31条第2項及び第32条の規定は、物品を使用する職員がその使用に係る物品を亡

失し、又は損傷した場合について準用する。

第5章 雑則

(この法律の規定を準用する動産)

第35条 この法律(第3条から第5条まで、第10条、第13条から第16条まで、第19条から第21条まで、第25条から第29条まで、第34条、第37条及び第38条を除く.)の規定は、物品以外の動産で国が保管するもののうち政令で定めるものについて準用する。(帳簿)

第36条 物品管理官、物品出納官及び物品供用官は、政令で定めるところにより、帳簿を備え、これに必要な事項を記載しなければならない。(物品増減及び現在額報告書)

第37条 各省各庁の長は、政令で定める重要な物品につき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の報告書を作成し、翌年度の7月31日までに、大蔵大臣に送付しなければならない。(物品増減及び現在額総計算書)

第38条 大蔵大臣は、前条の報告書に基き、物品増減及び現在額総計算書を作成しなければならない。

- 2 内閣は、前項の物品増減及び現在額総計算書を前条の報告書とともに、翌年度10月31日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。
- 3 内閣は、前項の規定により会計検査院の検査を経た物品増減及び現在額総計算書を、翌年度に開かれる国会の常会に報告することを常例とする。
- 4 前項の物品増減及び現在額総計算書には、会計検査院の検査報告のほか、前条の報告書を添附する。(検査)

第39条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、定期的に、及び物品管理官、物品出納官又は物品供用官が交替する場合その他必要がある場合は随時、その所管に属する物品の管理について検査しなければならない。(適用除外)

第40条 会計法(昭和22年法律第35号)第23条の規定により支給を受けた事務費で取得し

た物品その他政令で定める物品の管理については、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。(政令への委任)

第41条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して8月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
- 2 第13条及び第14条の規定は、昭和32年度分の需給計画又は運用計画から、第37条及び第38条の規定は、同年度分の報告書又は物品増減及び現在額総計算書からそれぞれ適用する。
- 3 会計法の一部を次のように改正する。
 - 第38条及び第40条中「又は物品」を削る。
 - 第41条第1項中「又は物品」及び「毀損」を削り、同項ただし書を削る。
 - 第42条中「又は物品について、これを亡失毀損した」を「を亡失した」に改める。
 - 第43条第1項中「又は物品」及び「毀損」を削る。
 - 第48条中「、繰越の手續及び物品」を「及び繰越の手續」に改める。
- 4 国有財産法の一部を次のように改正する。
 - 第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第7号」を「前項第6号」に改め、同項を同条第2項とする。
 - 第43条中「第2条第1項第4号又は同条第2項の規定に該当する場合の外、」を削り、「同条に規定する」を「第2条に規定する」に、「及び各省各庁の長」を「、各省各庁の長」に、「後において同条第1項第4号又は同条第2項に該当しないもの」を「もの及び物品管理法(昭和31年法律第113号)の施行前に事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設においてその用に供したものに改める。
- 5 改正前の国有財産法の規定による国有財産でこの法律の施行により物品となつたものの昭和31年度分以前の同法第33条及び第

36条に規定する報告書及び総計算書については、なお従前の例による。

6 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)の一部を次のように改正する。

第9条(見出しを含む.)中「公団等」を「公社等」に改め、同条第1項中「法令による公団、」を削り、「、日本輸出入銀行、商船管理委員会及び閉鎖機関整理委員会」を「又は日本輸出入銀行」に、「、理事長又は委員長」を「又は理事長」に改める。

第10条(見出しを含む.)中「公団等」を「公社等」に、「出納職員」を「現金出納職員」に改め、同条第1項中「本条中」及び「又は物品」を削り、同条第2項中「又は物品」及び「き損」を削り、同項ただし書を削り、同条第3項中「及び会計検査院法第32条」を「並びに会計検査院法第32条第1項及び第3項から第5項まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(公社等の物品管理職員の弁償責任)

第11条 公社等において、公社等の長又はその委任を受けた者から公社等の物品の管理の職務を行う者として指定された者(以下「公社等の物品管理職員」という.)は、公社等に関する法令に準拠するほか、善良な管理者の注意をもつて公社等の物品を管理しなければならない。

2 物品管理法第31条から第33条まで及び会計検査院法第32条第2項から第5項までの規定は、公社等の物品管理職員について準用する。この場合において、これらの規定中「この法律」とあり、又は「物品管理法(昭和31年法律第113号)」とあるのは「予算執行職員等の責任に関する法律第11条第1項」と、「国」とあるのは「公社等」と、「各省各庁の長」とあり、又は「本属長官」とあるのは「公社等の長」と、「大蔵大臣」とあるのは「主務大臣、大蔵大臣」と読み替えるものとする。

7 日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)の一部を次のように改正する。

第48条中「(以下「物品出納職員」という.)」を削る。

- 第48条の2第1項中「又は物品出納職員」、「又は物品」及び「き損」を削り、「損害を与えたとき」の下に「，又は総裁により物品の管理をする職員として任命された者が，故意若しくは重大な過失により，日本国有鉄道の物品の管理に関する法令若しくは規程に違反して物品を亡失し，若しくは損傷し，その他日本国有鉄道に損害を与えたとき」を加え，同条第2項中「現金出納職員又は物品出納職員」を「職員」に改め，同条第3項中「現金出納職員又は物品出納職員」を「同項の職員」に改める。
- 第63条中「国有財産法(昭和23年法律第73号)」の下に「，物品管理法(昭和31年法律第113号)」を加える。
- 8 日本電信電話公社法(昭和27年法律第250号)の一部を次のように改正する。
- 第69条中「(以下「物品出納職員」という。)」を削る。
- 第70条第1項中「又は物品出納職員」，「又は物品」及び「き損」を削り，「損害を与えたとき」の下に「，又は総裁により物品の管理をする職員として任命された者が，故意若しくは重大な過失により，公社の物品の管理に関する法令若しくは規程に違反して物品を亡失し，若しくは損傷し，その他公社に損害を与えたとき」を加え，同条第2項中「現金出納職員又は物品出納職員」を「職員」に改め，同条第3項中「現金出納職員又は物品出納職員」を「同項の職員」に改める。
- 9 改正前の会計法第38条に規定する出納官吏又は同法第40条第2項に規定する出納員のうち物品の出納保管をつかさどるもの，改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第10条第1項に規定する公団等の出納職員のうち物品の出納保管をつかさどることを命ぜられたもの及び改正前の日本国有鉄道法第48条又は日本電信電話公社法第69条に規定する物品出納職員のこの法律の施行前の事実に基づく弁償責任については，なお従前の例による。
- 10 大蔵省設置法(昭和24年法律第144号)の一部を次のように改正する。
- 第4条第17号の次に次の1号を加える。

- 17ノ2 物品の管理に関する事務を総括すること。
- 第8条中第20号を第21号とし，第16号から第19号までを1号ずつ繰り下げ，第15号の次に次の1号を加える。
- 16 物品の管理に関する事務を総括すること。
- 〔編注〕 目次は省略。
- 〔出所〕 法令全書。

13-78 国の債権の管理等に関する法律 (昭和31年5月22日 法律第114号)

- 第1章 総則
(趣旨)
- 第1条 この法律は，国の債権の管理の適正を期するため，その管理に関する事務の処理について必要な機関及び手続を整えとともに，国の債権の内容の変更，免除等に関する一般的基準を設け，あわせて国の債権の発生の原因となる契約に関し，その内容とすべき基本的事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この法律において「国の債権」又は「債権」とは，金銭の給付を目的とする国の権利をいう。
- 2 この法律において「債権の管理に関する事務」とは，国の債権について，債権者として行うべき保全，取立，内容の変更及び消滅に関する事務のうち次に掲げるもの以外のものをいう。
- 一 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和22年法律第194号)により法務大臣の権限に属する事項に関する事務
- 二 会計法(昭和22年法律第35号)第4条の2に規定する歳入徴収官が行うべき事務
- 三 法令の規定により滞納処分を執行する者が行うべき事務
- 四 弁済の受領に関する事務
- 五 金銭又は物品管理法(昭和31年法律第113号)第35条の規定により同法の規定を準用する動産の保管に関する事務
- 3 この法律において「各省各庁」とは，財

- 政法(昭和22年法律第34号)第21条に規定する各省各庁をいい，「各省各庁の長」とは，同法第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。
(適用除外)
- 第3条 この法律は，次に掲げる債権については，適用しない。ただし，当該債権のうち政令で定めるものについては，第39条及び第40条の規定を適用する。
- 一 罰金，科料，刑事追徴金，過料及び刑事訴訟費用並びにこれらに類する徴収金で政令で定めるものに係る債権
- 二 証券に化体されている債権(社債等登録法(昭和17年法律第11号)の規定により登録されたものを含む。)
- 三 日本銀行に対する国の預金に係る債権
その他会計法第38条から第40条の2まで又は第48条の規定に基き金銭の出納保管の事務を行う者(以下「現金出納職員」という。))がその保管に係る金銭を預託した場合の預託金に係る債権
- 四 保管金となるべき金銭の給付を目的とする債権
- 五 寄附金に係る債権
- 六 国税収納金整理資金に属する債権
- 七 法律の規定により国が保有する資金(積立金を含む。)の運用により生ずる債権
- 2 外国を債務者とする債権その他政令で定める債権については，政令で定めるところにより，この法律の一部を適用しないことができる。
(他の法令との関係)
- 第4条 債権の管理に関する事務の処理については，他の法律又はこれに基く命令に特別の定がある場合を除くほか，この法律の定めるところによる。
- 第2章 債権の管理の機関
(管理事務の委任)
- 第5条 各省各庁の長は，政令で定めるところにより，当該各省各庁所属の職員に，当該各省各庁の所掌事務に係る債権の管理に関する事務(他の法令の規定により各省各庁の長以外の国の機関が行うべきこととされているものを除く。)を委任することがで

- きる。
- 2 各省各庁の長は，必要があるときは，政令で定めるところにより，他の各省各庁所属の職員に，前項の事務を委任することができる。
- 3 各省各庁の長は，必要があるときは，政令で定めるところにより，当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に，前2項の規定により債権の管理に関する事務の委任を受けた職員に事故がある場合(当該職員が第5項の規定により指定された官職にある者である場合においては，その官職にある者が欠けたときを含む。)におけるその事務を代理させることができる。
- 4 各省各庁の長は，必要があるときは，政令で定めるところにより，当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に，第1項又は第2項の規定により委任を受けた職員の事務の一部を分掌させることができる。
- 5 前4項の場合において，各省各庁の長は，当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより，その官職にある者に，当該事務を委任し，代理させ，又は分掌させることができる。
(債権管理官)
- 第6条 各省各庁の長又は前条第1項若しくは第2項の規定により債権の管理に関する事務の委任を受けた職員及び各省各庁の長以外の国の機関で他の法令の規定により債権の管理に関する事務を行うべきこととされているものを債権管理官という。
- 2 前条第3項の規定により債権管理官の事務を代理する職員は，代理債権管理官といい，同条第4項の規定により債権管理官の事務の一部を分掌する職員は，分任債権管理官という。
(都道府県知事等に対する管理事務の委任)
- 第7条 各省各庁の長は，政令で定めるところにより，第5条第1項の債権の管理に関する事務を都道府県知事又は都道府県の吏員に行わせることができる。
- 2 前項の規定により債権の管理に関する事務を行う都道府県知事又は都道府県の吏員については，この法律その他の債権の管理

に関する法令の当該事務の処理に関する規定を準用する。

(管理事務の引継)

第8条 各省各庁の長は、第5条の規定により債権の管理に関する事務を委任し、又は分掌させた場合において、債務者の住所の変更、当該各省各庁の内部における所掌事務の異動その他の事情により、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該債権に係る債権管理官又は分任債権管理官の事務を同条の規定により他の職員に委任し、又は分掌させて、その職員に当該事務を引き継がせるものとする。

2 各省各庁の長は、当該各省各庁の所掌事務が他の各省各庁の所掌事務となつたときは、当該所掌事務に係る債権の管理に関する事務を、政令で定めるところにより、当該他の各省各庁の長に引き継がなければならない。

(管理事務の総括)

第9条 大蔵大臣は、債権の管理の適正を期するため、債権の管理に関する制度を整え、債権の管理に関する事務の処理手続を統一し、及び当該事務の処理について必要な調整をするものとする。

2 大蔵大臣は、債権の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の内容及び当該債権の管理に関する事務の状況に関する報告を求め、又は当該事務について、当該職員をして実地監査を行わせ、若しくは閣議の決定を経て、必要な措置を求めることができる。

第3章 債権の管理の準則

(管理の基準)

第10条 債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも国の利益に適合するように処理しなければならない。

(帳簿への記載)

第11条 債権管理官(分任債権管理官を含む。以下同じ.)は、その所掌に属すべき債権が発生し、若しくは国に帰属したとき(政令で定める債権については、政令で定めるとき)、又は当該債権が他の債権管理官から

引き継がれたときは、政令で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを次項に定める帳簿に記載しなければならない。当該確認に係る事項について変更があつた場合も、また同様とする。

2 債権管理官は、帳簿を備え、前項に規定するもののほか、政令で定めるところにより、その所掌に属する債権の管理に関する事務の処理につき必要な事項を記載しなければならない。

(発生等に関する通知)

第12条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合には、遅滞なく、債権が発生し、又は国に帰属したことを、当該債権に係る債権管理官(第7条の規定に基き債権の管理に関する事務を行う者を含む。以下次条第2項、第22条及び第23条において同じ.)に通知しなければならない。

一 法令の規定に基き国のために債権が発生し、又は国に帰属する原因となる契約その他の行為をする者 当該行為をしたとき(債権の発生又は帰属につき停止条件又は不確定の始期があるときは、当該行為に基き、条件の成就又は期限の到来により債権が発生し、又は国に帰属したとき.)。

二 法令の規定に基き国のために支出負担行為(財政法第34条の2第1項に規定する支出負担行為をいう。以下同じ.)をする者 当該支出負担行為の結果返納金に係る債権が発生したことを知つたとき。

三 法令の規定に基き国のために契約をする者 当該契約に関して債権が発生し、又は国に帰属したことを知つたとき(前2号に該当する場合を除く.)。

四 現金出納職員、物品管理法第8条若しくは第11条の規定に基き物品の管理に関する事務を行う者(同法第10条若しくは第11条の規定に基き当該物品の供用に関する事務を行う者があるときは、その者)又は国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条第1項若しくは第3項の規定に基き国有財産に関する事務を行う者

その取扱に係る財産に関して債権が発生したことを知つたとき(前各号に該当する場合を除く.)。

(納入の告知)

第13条 債権管理官は、その所掌に属する債権について、履行を請求するため、政令で定めるところにより、会計法第4条の2に規定する歳入徴収官(同条に規定する分任歳入徴収官を含むものとし、以下「歳入徴収官」という。)に対し、納入の告知をすべきことを請求しなければならない。ただし、歳入金に係る債権以外の債権については、みずから債務者に対して納入の告知をしなければならない。

2 歳入徴収官(会計法第48条の規定に基きその事務を行う者を含む。以下第23条において同じ.)は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく、納入の告知をするとともに、その旨を当該債権管理官に通知しなければならない。

3 前2項の規定は、申告納付に係る債権その他の政令で定める債権については、適用しない。

(督促)

第14条 債権管理官は、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が前条に規定する納入の告知で指定された期限(納入の告知を要しない債権については、履行期限)を経過してもなお履行されていない場合には、歳入徴収官に対し、履行の督促をすべきことを請求しなければならない。

2 前条第1項ただし書及び同条第2項の規定は、前項の督促について準用する。

(強制履行の請求等)

第15条 債権管理官は、その所掌に属する債権(国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く.)で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が前条の規定による督促があつた後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第21条第1項の措置をとる場合又は第24条第1項の規定により履行期限を延長する場合(他の法律の規定に基きこれらに準ずる措置をと

る場合を含む。)その他各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 担保の附されている債権(保証人の保証がある債権を含む。以下同じ.)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは法務大臣に対して競売その他の担保権の実行の手続をとることを求め、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、法務大臣に対し、強制執行の手続をとることを求めること。

三 前二号に該当しない債権(第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。)については、法務大臣に対し、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求することを求めること。

(履行期限の繰上)

第16条 債権管理官は、その所掌に属する債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、第13条の措置をとらなければならない。ただし、第24条第1項各号の一に該当する場合その他特に支障がある場合は、この限りでない。(債権の申出)

第17条 債権管理官は、その所掌に属する債権について、次に掲げる理由が生じたことを知つた場合において、法令の規定により国が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

一 債務者が強制執行を受けたこと。

二 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

三 債務者の財産について競売の開始があつたこと。

四 債務者が破産の宣告を受けたこと。

五 債務者である法人が解散したこと。

六 債務者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたこと。

七 前三号に定める場合のほか、債務者の

総財産についての清算が開始されたこと。
(その他の保全措置)

第18条 債権管理官は、その所掌に属する債権を保全するため、法令又は契約の定めるところに従い、債務者に対し、担保の提供若しくは保証人の保証を求め、又は必要に応じ増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めなければならない。

2 債権管理官は、その所掌に属する債権を保全するため必要があるときは、法務大臣に対し、仮差押又は仮処分の手続をとることを求めなければならない。

3 債権管理官は、その所掌に属する債権を保全するため必要がある場合において、法令の規定により国が債権者として債務者に属する権利を行うことができるときは、債務者に代位して当該権利を行うため必要な措置をとらなければならない。

4 債権管理官は、その所掌に属する債権について、債務者が国の利益を害する行為をしたことを知つた場合において、法令の規定により国が債権者として当該行為の取消を求めることができるときは、遅滞なく、法務大臣に対し、その取消を裁判所に請求することを求めなければならない。

5 債権管理官は、その所掌に属する債権が時効によつて消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置をとらなければならない。
(担保の保全)

第19条 債権管理官は、その所掌に属する債権について担保が提供されたときは、遅滞なく、担保権の設定について、登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとらなければならない。

(担保及び証拠物件等の保存)

第20条 債権管理官は、その所掌に属する債権について、国が債権者として占有すべき金銭以外の担保物(債務者に属する権利を代位して行うことにより受領する物を含む。以下この条において同じ。)及びもつぱら債権又は債権の担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件を、善良な管理者の注意をもつて、整備し、かつ、保存しなけ

ればならない。

2 前項の場合において、有価証券の取扱は、会計法及びこれに基く命令の定めるところによる。

3 第1項の場合において、担保物が物品管理法第35条の規定により同法の規定を準用する動産であるときは、同法第9条又は第11条の規定に基き物品の保管に関する事務を行う者がこれを保管するものとし、同法第23条の出納命令は、債権管理官が行うものとする。
(徴収停止)

第21条 債権管理官は、その所掌に属する債権(国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。)で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるときは、政令で定めるところにより、以後当該債権について、保全及び取立に関する事務(前条に規定するものを除く。)をすることを要しないものとして整理することができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込が全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められる場合(当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について次号に掲げる事情がない場合を除く。)

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められる場合その他これに類する政令で定める場合

三 債権金額が少額で、取立に要する費用に満たないと認められる場合

2 債権管理官は、前項の措置をとつた後、事情の変更等によりその措置を維持することが不適當となつたことを知つたときは、直ちに、その措置を取りやめなければならない。
(相殺等)

第22条 債権管理官は、その所掌に属する債

権について、法令の規定により当該債権と相殺し、又はこれに充当することができる国の債務があることを知つたときは、直ちに、当該債務に係る支払事務担当職員(会計法第24条に規定する支出官その他の法令の規定により国の支払事務を行う者をいう。以下同じ。)に対し、相殺又は充当をすべきことを請求しなければならない。

2 支払事務担当職員は、その所掌に属する支払金に係る債務について、前項の請求があつたときその他法令の規定により当該債務と相殺し、又はこれに充当することができる国の債権があることを知つたときは、政令で定める場合を除き、遅滞なく、相殺又は充当をするとともに、その旨を当該債権に係る債権管理官に通知しなければならない。

3 債権管理官は、前項の通知を受けた場合を除き、その所掌に属する債権と国の債務との間に相殺が行われたことを知つたときは、直ちに、その旨を当該債務に係る支払事務担当職員に通知しなければならない。
(消滅に関する通知)

第23条 歳入徴収官、法令の規定に基き国のために弁済の受領をする者及び第12条第一号に掲げる者は、政令で定めるところにより、その職務上債権が消滅したことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該債権に係る債権管理官に通知しなければならない。

第4章 債権の内容の変更、免除等
(履行延期の特約等を行うことができる場合)

第24条 債権管理官は、その所掌に属する債権(国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。)について、他の法律に基く場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り、政令で定めるところにより、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行

することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 契約に基く債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、所定の履行期限によることが公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるとき。

五 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

六 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付を行つた場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第四号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 債権管理官は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分(以下「履行延期の特約等」という。)をすることができる。この場合においては、既に発生した延滞金(履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。)に係る債権は、徴収すべきものとする。

3 債権管理官は、その所掌に属する債権で分割して弁済させることとなつているものにつき履行延期の特約等を行う場合において、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該履行期限後に弁済することとなつている金額に係る履行期限をもあわせて延長することとすることができる。

(履行期限を延長する期間)

第25条 債権管理官は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限(履行期限後に履行延期の特約等をする日)から5年(前条第1項第一号又は第六号に該当する場合には、10年)以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。

(履行延期の特約等に係る措置)

第26条 債権管理官は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第24条第1項第一号に該当する場合、当該債権が第33条第3項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

2 債権管理官は、その所掌に属する債権(債務名義のあるものを除く.)について履行延期の特約等をする場合には、政令で定める場合を除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。

(履行延期の特約等に附する条件)

第27条 債権管理官は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を附するものとする。

一 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。

二 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

イ 債務者が国の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

ロ 当該債権の金額を分割して履行期限

を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。

ハ 第17条各号の一に掲げる理由が生じたとき。

ニ 債務者が第一号の条件その他の当該履行延期の特約等に附された条件に従わないとき。

ホ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となつたと認められるとき。

(履行延期の特約等に代る和解)

第28条 債権管理官は、前4条の規定により履行延期の特約等を行う場合において、民事訴訟法(明治23年法律第29号)第356条の和解によることを相当と認めるときは、法務大臣に対し、その手続をとることを求めるものとする。

(市場金利の低下による利率の引下)

第29条 債権管理官は、その所掌に属する貸付金に係る債権その他の契約に基く債権に係る利息(延滞金を含む.)で、その利率(延滞金の計算の基準となつてゐる割合を含む。以下この条において同じ.)が一般金融市場における金利に即して定められたものについて、当該金利が低下したことにより、その利率を維持することが不適当となつたときは、これを是正するため必要な限度において、その利率を引き下げる特約をすることができる。

(更生計画案等についての同意)

第30条 法務大臣は、国の債権について、破産法(大正11年法律第71号)若しくは和議法(大正11年法律第72号)の規定により債権者集会において申立のあつた強制和議若しくは和議の条件又は会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定により関係人集会の決議に附された更生計画案若しくは変更計画案がこれらの法律の規定に違反しないものであり、かつ、その内容が債務者が遂行することができる範囲内において国の不利益を最少限度にするように定められていると認められる場合に限り、これに同意することができる。

(和解等)

第31条 法務大臣は、国の債権について、この法律その他の法令の規定により認められた内容によるほか、法律上の争がある場合においては、その争を解決するためやむを得ず、かつ、国にとつて当該債権の徴収上有利と認められる範囲内において、裁判上の和解(以下「和解」という.)をし、又は民事調停法(昭和26年法律第222号)による調停(以下「調停」という.)に應ずることができる。ただし、債権の性質がこれに適しない場合は、この限りでない。

(免除)

第32条 債権管理官は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等(和解又は調停によつてする履行期限の延長で当該履行延期の特約等に準ずるものを含む。以下この条において同じ.)をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日)から10年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見込がないと認められる場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。

2 前項の規定は、第24条第1項第六号に掲げる理由により履行延期の特約等をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基いて当該履行延期の特約等をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除をすることを条件としなければならない。

3 債権管理官は、履行延期の特約等をした債権につき延納利息(第26条第1項本文の規定による利息をいう。以下同じ.)を附した場合において、債務者が当該債権の金額の全部に相当する金額をその延長された履行期限内に弁済したときは、当該債権及び延納利息については、債務者の資力の状況によりやむを得ない事情があると認められる場合に限り、当該延納利息の全部又は一

部に相当する金額を免除することができる。(延滞金に関する特則)

第33条 国の債権(利息を附することとなつてゐる債権及び特別の法律において延滞金に関する定のある債権を除く。以下この条において同じ.)に係る延滞金は、履行期限内に弁済されなかつた当該債権の金額が千円未満である場合には、附さない。

2 国の債権及びこれに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合において、その時までには附される延滞金の額(その時までには徴収した金額を含む。以下この条において同じ.)が百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができる。

3 国立学校の授業料に係る債権その他政令で定める国の債権及びこれらに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合には、政令で定めるところにより、その時までには附される延滞金の額に相当する金額の全部又は一部を免除することができる。

第5章 債権に関する契約等の内容
(債権に関する契約等の内容)

第34条 法令の規定に基き国のために契約その他の債権の発生に関する行為をすべき者(以下「契約等担当職員」という.)は、当該債権の内容を定めようとするときは、法律又はこれに基く命令で定められた事項を除くほか、債権の減免及び履行期限の延長に関する事項についての定をしてはならない。

第35条 契約等担当職員は、債権の発生の原因となる契約について、その内容を定めようとする場合には、契約書の作成を省略することができる場合その他政令で定める場合を除き、次に掲げる事項についての定をしなければならない。ただし、当該事項について他の法令に規定がある場合は、その事項については、この限りでない。

一 債務者は、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金として一定の基準により計算した金額を国に納付しなけれ

- ばならないこと。
- 二 分割して弁済させることとなつてゐる債権について、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。
- 三 担保の附されている債権について、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたときは、債務者は、国の請求に応じ、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。
- 四 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
- 五 債務者が前号に掲げる事項についての定に従わないときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。
- 第36条 前条の場合において、当該債権が国の貸付金(使途の特定しないものを除く。)に係るものであるときは、契約等担当職員は、同条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての定をするものとする。
- 一 債務者は、当該貸付金を他の使途に使用してはならないこと、又は当該貸付金を他の使途に使用する場合には、各省各庁の長(その委任を受けた者を含む。以下この条において同じ。)の承認を受けなければならないこと。
- 二 債務者は、当該貸付金の貸付の対象である事務又は事業(以下「貸付事業等」という。)に要する経費の配分その他貸付事業等の内容で、当該契約で特に定めるもの(以下単に「貸付事業等の内容」という。)の変更をする場合には、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。
- 三 債務者は、貸付事業等を中止し、又は廃止する場合には、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。
- 四 債務者は、貸付事業等が予定の期間内に完了しない場合又は貸付事業等の遂行

- が困難となつた場合には、すみやかに各省各庁の長に報告して、その指示に従わなければならないこと。
- 五 債務者は、貸付事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、当該貸付の契約で定めるものを、当該契約で定める期間内に、貸付の目的に反して使用し、処分し、又は担保に供する場合(債務者がその債務の全部を履行した場合を除く。)には、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。
- 六 債務者は、当該貸付の契約で定めるところにより、貸付事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならないこと。
- 七 債務者は、貸付事業等が完了した場合(貸付事業等の廃止の承認を受けた場合を含む。)には、当該貸付の契約で定めるところにより、貸付事業等の成果を記載した実績報告を各省各庁の長に提出しなければならないこと。
- 八 債務者は、各省各庁の長により前号に規定する実績報告に係る貸付事業等の成果が当該貸付金の貸付の目的及び貸付事業等の内容に適合していないと認められた場合には、その指示に従わなければならないこと。
- 九 第四号又は前号に規定する指示による場合のほか、次に掲げる場合には、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。
- イ 債務者が前各号に掲げる事項についての定に従わないとき。
- ロ 債務者が当該貸付の契約で定める期間内に貸付金を貸付の目的に従つて使用しないとき。
- ハ その他債務者が当該貸付の契約の定に従つて誠実に貸付事業等を遂行しないとき。
- 十 債務者は、第四号若しくは第八号に規定する指示により、又は前号の規定により履行期限を繰り上げられたときは、政令で定める金額の範囲内で、一定の基準により計算した金額を国に納付しなければならないこと。

- 十一 債務者は、国の貸付金をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該貸付金の貸付の使途に従つて第三者に貸付金(使途の特定しないものを除く。)の貸付を行う場合には、当該貸付の契約において、第一号から第九号までに掲げる事項に準ずる定をしなければならないこと。
- 第37条 前2条の規定は、契約等担当職員が、これらの規定に定めるもののほか、必要な定をすることを妨げるものではない。
- 第6章 雑則
- (大蔵大臣への協議等)
- 第38条 第5条の規定により債権の管理に関する事務の委任を受けた債権管理官は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ、各省各庁の長の承認を受けなければならない。ただし、各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定めた基準により当該各号に規定する行為をする場合は、この限りでない。
- 一 第21条第1項の措置をとる場合
- 二 履行延期の特約等をする場合
- 三 第29条の規定により利率を引き下げる特約をする場合
- 四 第32条の規定による免除をする場合
- 2 各省各庁の長は、前項各号に規定する行為をし、又は同項の承認をするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。ただし、あらかじめ大蔵大臣と協議して定めた基準によつて行う場合は、この限りでない。
- 3 法務大臣は、第30条の同意をするとき、第31条の規定により和解をし、若しくは調停に応ずるとき、又は和解若しくは調停によつて第1項第二号から第四号までに規定する行為に準ずる行為をするときは、あらかじめ、大蔵大臣の意見を求めなければならない。ただし、あらかじめ大蔵大臣と協議して定めた基準によつて行う場合は、この限りでない。
- (債権現在額報告書)
- 第39条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の毎年度末における現在額(政令で定める債権については、翌年度の4月30日までに消滅した額を除く。)の報告書を作成し、

- 翌年度の7月31日までに、大蔵大臣に送付しなければならない。
- (国会への報告等)
- 第40条 大蔵大臣は、前条の報告書に基き、債権現在額総計算書を作成しなければならない。
- 2 内閣は、前項の債権現在額総計算書を前条の報告書とともに、翌年度の11月30日までに、会計検査院に送付しなければならない。
- 3 内閣は、第1項の債権現在額総計算書に基き、毎年度末における国の債権の現在額について、当該年度の歳入歳出決算の提出とともに、国会に報告しなければならない。(政令への委任)
- 第41条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
- 附 則
- 1 この法律は、公布の日から起算して8月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
- 2 第39条及び第40条の規定は、昭和32年度末以後における債権の現在額に関して適用する。
- 3 次に掲げる法律は、廃止する。
- 一 政府貸付金処理に関する法律(昭和10年法律第25号)
- 二 租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律(昭和26年法律第197号)
- 4 旧租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律の規定により、この法律の施行の際現に定期貸債権又はすえ置貸債権とされている債権については、同法第6条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。
- 5 前項に規定する債権については、旧租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律の規定により定期貸債権又はすえ置貸債権とした日をこの法律の規定により履行延期の特約等をした日とみなして、第32条第1項の規定を適用する。
- 6 第4項に規定する債権その他この法律の施行の際現に各省各庁において管理してい

- る債権は、当該各省各庁の所掌事務に係る債権とみなして、この法律を適用する。
- 7 第11条第1項の規定は、この法律の施行の際現に存する国の債権で、この法律の施行前に発生し、又は国に帰属したものについて準用する。
- 8 第33条第2項及び第3項の規定は、この法律の施行前に弁済金額の合計額がこれらの規定に定める債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合にも、適用があるものとする。この場合において、同条第2項中「当該延滞金の額に相当する金額」とあるのは、「延滞金の額の全部に相当する金額」とする。
- 9 前項の規定は、既に弁済された金額に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 10 この法律の施行前に発生し、又は国に帰属した債権については、政令でこの法律の特例を設けることができる。
- 11 会計法の一部を次のように改正する。
第33条中「各省各庁の長は、」の下に「債権の担保として徴するもののほか、」を加える。
- 12 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律(昭和28年法律第236号)の一部を次のように改正する。
第2条第4項中「第1項」を「第2項」に改める。
第7条を削り、第8条を第7条とする。
- 13 第4項及び第5項の規定は、改正前の国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律第7条の規定により、この法律の施行の際現に定期貸債権又はすえ置貸債権とされている債権について準用する。
- 14 大蔵省設置法(昭和24年法律第144号)の一部を次のように改正する。
第4条第十七号の二の次に次の一号を加える。
十七の三 国の債権の管理に関する事務を総括すること。
第8条中第二十一号を第二十二号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。
十七 国の債権の管理に関する事務を総

- 括すること。
〔編注〕 目次は省略。
〔出所〕 法令全書。
- 13-79 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律〔抄〕**
(昭和31年6月12日法律第148号)
- (略)
(会計法の一部改正)
- 第5条 会計法(昭和22年法律第35号)の一部を次のように改正する。
第48条中「都道府県又は特別市の長又は」を「都道府県知事又は都道府県の」に改める。
(略)
〔出所〕 法令全書。
- 13-80 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律**
(昭和33年7月11日法律第169号)
- 第1章 総則
(目的)
- 第1条 この法律は、経済基盤強化資金の設置、農林漁業金融公庫、日本輸出入銀行並びに別に法律で定めるところにより設立される中小企業信用保険公庫、日本貿易振興会及び日本労働協会の特別の基金に充てるための政府の出資並びにこれらの資金及び基金の適正な管理、運用等に関し必要な事項を定め、もつてわが国の経済の基盤の強化と健全な発展に資することを目的とする。
- 第2章 経済基盤強化資金
(資金の設置)
- 第2条 将来におけるわが国の経済基盤の強化に必要な経費に充てる財源の一部を確保するため、経済基盤強化資金(以下「資金」という。)を設置する。
(資金の所属及び管理)

- 第3条 資金は、一般会計の所属とし、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。
(資金への繰入)
- 第4条 政府は、昭和33年度において、一般会計から、2百21億3千万円を限り、資金に繰り入れることができる。
(資金に充てる財源)
- 第5条 資金は、前条の規定による繰入金及び次条第1項の規定により預託した場合に生ずる利子をもつて充てる。
(資金の預託)
- 第6条 資金に属する現金は、資金運用部に預託することができる。
2 前項の規定により預託した場合に生ずる利子は、資金に編入するものとする。
(資金の使用)
- 第7条 資金は、将来における道路の整備、港湾の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧又は産業投資特別会計への繰入に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。
2 前項の資金の使途の範囲に関し必要な事項は、政令で定める。
(資金の経理)
- 第8条 資金の受払は、歳入歳出外とし、その経理に関する手続は、大蔵省令で定める。
(資金の増減及び現在額計算書)
- 第9条 大蔵大臣は、資金の毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の計算書を、翌年度の7月31日までに作成しなければならない。
2 内閣は、財政法(昭和22年法律第34号)第39条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。
3 内閣は、財政法第40条第1項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。
- 第3章 公庫等の基金
(政府の出資)
- 第10条 政府は、昭和33年度において、一般会計から、次条第1項各号に掲げる基金に

- 充てるものとして、次の各号に掲げる法人(以下「公庫等」という。)に対し、それぞれ当該各号に掲げる金額を出資するものとする。
- | | |
|--------------|------|
| 一 農林漁業金融公庫 | 65億円 |
| 二 中小企業信用保険公庫 | 65億円 |
| 三 日本輸出入銀行 | 50億円 |
| 四 日本貿易振興会 | 20億円 |
| 五 日本労働協会 | 15億円 |
- (基金)
- 第11条 公庫等は、前条の規定により出資を受けたときは、その出資を受けた金額を、それぞれ次の各号に掲げる基金に充てなければならない。
- 一 農林漁業金融公庫にあつては、国の直接又は間接の補助の対象とならない農地の改良又は造成に係る事業に対して同公庫が行う貸付に係る利子の軽減に充てる財源をその運用によつて得るための非補助小団地等土地改良事業助成基金
- 二 中小企業信用保険公庫にあつては、同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、その損失をうめるための保険準備基金
- 三 日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力のための国際的機構に対する出資及び当該機構が設置されるまでの間において、将来当該機構の出資に振り替えることができる性質の国際的協力による投資の財源に充てるための東南アジア開発協力基金
- 四 日本貿易振興会にあつては、同会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金
- 五 日本労働協会にあつては、同協会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金
- 2 農林漁業金融公庫は、非補助小団地等土地改良事業助成基金に係る経理については、政令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。
- 3 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金に係る経理については、一般の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(基金に属する現金の管理等)

第12条 公庫等は、前条第1項の基金(日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力基金の勘定)に属する現金については、それぞれ次の各号に掲げる金額(公庫等が主務大臣の承認を受けて年度内における資金繰りのために当該現金を繰替使用する場合には、その繰替使用中の金額を控除した金額)を下らない金額を、資金運用部に預託して管理しなければならない。

一 農林漁業金融公庫にあつては、第10条第一号の規定による出資の額に相当する金額(次条第1項の規定による組入金の額がある場合には、その金額(同条第2項の規定により使用した金額があるときは、その金額を控除した金額)を加算した金額)

二 中小企業信用保険公庫にあつては、第10条第二号の規定による出資の額に相当する金額(第15条第1項ただし書の規定により保険準備基金を取りくずした場合において、保険準備基金からその取りくずした金額(同条第2項の規定による組入金があるときは、その金額を控除した金額)を控除した残額が65億円を下るときは、その残額)

三 日本輸出入銀行にあつては、第10条第三号の規定による出資の額に相当する金額と第14条第1項に規定する積立金の額との合計額(第3項の規定による運用をした場合には、その運用した金額を控除した金額)

四 日本貿易振興会又は日本労働協会にあつては、第10条第四号又は第五号の規定による出資の額に相当する金額

2 主務大臣は、前項の承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 大蔵大臣は、内閣において決定したところに従い、日本輸出入銀行をして、東南アジア開発協力基金(第14条第1項に規定する積立金を含む。)に属する現金を前条第1項第三号に規定する出資又は投資に運用させることができる。

4 日本輸出入銀行は、当分の間、日本輸出

入銀行法(昭和25年法律第268号)第18条の規定にかかわらず、第1項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に関する事務を執行することができる。

5 前項に規定する事務の執行に要する費用は、日本輸出入銀行の一般の業務に係る勘定において支弁するものとし、その支弁に係る金額は、東南アジア開発協力基金の勘定の負担とする。
(基金の剰余金等の処理)

第13条 農林漁業金融公庫は、政令で定めるところにより、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金の前条第1項の規定による預託により生ずる利子の金額から、第11条第1項第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のために使用した金額を差し引いて、なお剰余があるときは、これを当該基金に組み入れなければならない。

2 農林漁業金融公庫は、前項に規定する預託により生ずる利子の金額が、第11条第1項第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のために使用する金額に不足する場合においては、政令で定めるところにより、前項の規定による組入金の額に相当する金額を限度として、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金を当該利子の軽減のために使用することができる。

第14条 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、日本輸出入銀行法第38条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

2 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の積立金の額から当該損失の額に相当する金額を減額してこれを整理するものとする。ただし、当該損失の額のうちその整理をすることができない部分の金額は、損失の繰越として整理するものとする。

3 第1項の積立金は、前項本文の規定により減額して整理する場合のほか、取りくずしてはならない。
(基金の取りくずしの制限等)

第15条 公庫等の基金は、取りくずしてはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 農林漁業金融公庫が第13条第2項の規定により非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金を使用する場合

二 中小企業信用保険公庫が、その保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、これをうめるためにするとき

2 中小企業信用保険公庫は、前項第二号の規定により保険準備基金を取りくずした後において、その保険事業の損益計算上利益を生じたときは、その利益の額に相当する金額を、同号の規定により取りくずした金額に達するまで、同基金に組み入れなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第32条第5項」を「、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和33年法律第169号)第10条第一号の規定により同法第11条第1項第一号に掲げる非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てるものとして出資された65億円と、第32条第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する基金に係る出資金については、この法律に定めるもののほか、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

3 日本輸出入銀行法の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

2 前項に定めるもののほか、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和33年法律第169号)第11条第1項第三号に規定する東南アジア開発協力基金は、日本輸出入銀行の資本金とする。

3 前項に規定する基金については、この法律に定めるもののほか、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

第18条の3中「第4条」の下に「第1項」を加える。

4 中小企業信用保険公庫法(昭和33年法律第93号)の一部を次のように改正する。
第4条を次のように改める。

(資本金)

第4条 公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金20億円、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和33年法律第169号)第10条第二号の規定により同法第11条第1項第二号に掲げる保険準備基金に充てるものとして政府から出資された65億円及び附則第8条第2項の規定により政府から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

2 前項に規定する保険準備基金については、この法律に定めるもののほか、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

5 中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和33年法律第94号)の一部を次のように改正する。
第18条を削る。

6 日本貿易振興会法(昭和33年法律第95号)の一部を次のように改正する。
第4条を次のように改める。
(資本金)

第4条 振興会の資本金は、20億円とし、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和33年法律第169号)第10条第四号の規定により、同法第11条第1項第四号に掲げる基金に充てるものとして、政府がその全額を出資するものとする。

2 前項に規定する基金については、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

7 日本労働協会法(昭和33年法律第132号)の一部を次のように改正する。
第4条を次のように改める。
(基金)

第4条 協会の基金は、15億円とし、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和33年法律第169

号)第10条第五号の規定により、政府がその全額を出資するものとする。

2 前項の基金については、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

8 大蔵省設置法(昭和24年法律第144号)の一部を次のように改正する。

第4条第十五号の次に次の1号を加える。

十五の二 経済基盤強化資金の管理に関すること。

第6条第2項中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

第8条第四号の次に次の1号を加える。

四の二 経済基盤強化資金の管理に関すること。

〔出所〕 法令全書。

13-81 国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律〔抄〕
(昭和34年4月29日
法律第148号)

(略)

(会計法の一部改正)

第43条 会計法(昭和22年法律第35号)の一部を次のように改正する。

第31条中「事項」の下に「(前項に規定する事項を除く。)」を加え、同条に第1項として次のように加える。

金銭の給付を目的とする国の権利の時効による消滅については、別段の規定がないときは、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(略)

〔出所〕 法令全書。

13-82 農業近代化助成資金の設置に関する法律
(昭和36年11月10日
法律第203号)

(資金の設置)

第1条 農業近代化資金助成法(昭和36年法律第202号)の規定に基づき、農業近代化資金の融通につき都道府県が利子補給を行なうのに要する経費を補助するために必要な財源を確保するため、農業近代化助成資金(以下「資金」という。)を設置する。

(資金の所属及び管理)

第2条 資金は、一般会計の所属とし、農林大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(資金への繰入れ)

第3条 政府は、予算の定めるところにより、一般会計から、資金に繰入れをすることができる。

(資金に充てる財源)

第4条 資金は、前条の規定による繰入金及び次条第1項の規定により預託した場合に生ずる利子をもつて充てる。

(資金の預託)

第5条 資金に属する現金は、資金運用部に預託することができる。

2 前項の規定により預託した場合に生ずる利子は、資金に編入するものとする。

(資金の使用)

第6条 資金は、農業近代化資金助成法第3条の規定により都道府県に対し補助するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

(資金の経理)

第7条 資金の受払いは、歳入歳出外とし、その経理に関し必要な事項は、政令で定める。

(資金の増減及び現在額計算書)

第8条 農林大臣は、資金の毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の計算書を作成し、翌年度の7月31日ま

でに、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、財政法(昭和22年法律第34号)第39条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。

3 内閣は、財政法第40条第1項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、これに第1項の計算書を添附しなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林省設置法(昭和24年法律第153号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第十四号の二の次に次の1号を加える。

十四の三 農業近代化助成資金を管理すること。

〔出所〕 法令全書。

13-83 会計法の一部を改正する法律
(昭和36年11月22日
法律第236号)

会計法(昭和22年法律第35号)の一部を次のように改正する。

第29条を次のように改める。

第29条 各省各庁の長は、第10条の規定によるほか、その所掌に係る売買、貸借、請負その他の契約に関する事務を管理する。

第4章中第29条の次に次の11条を加える。

第29条の2 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に前条の契約に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に前項の事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、契約担当官(各省各庁の長又は第1項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)に事故がある場合(契約担当官が第5項において準用する第4条の2

第5項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。)におけるその事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、契約担当官の事務の一部を分掌せしめることができる。

第4条の2第5項の規定は、第4項の場合に、これを準用する。

第3項の規定により契約担当官の事務を代理する職員は、これを代理契約担当官といい、第4項の規定により契約担当官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任契約担当官という。

第29条の3 契約担当官、代理契約担当官、分任契約担当官、支出負担行為担当官、代理支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」と総称する。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第1項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随

意契約によることができる。

第29条の4 契約担当官等は、前条第1項、第3項又は第5項の規定により競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の百分の5以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、政令の定めるところにより、その全部又は一部を納めさせないことができる。

前項の保証金の納付は、政令の定めるところにより、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもつて代えることができる。

第29条の5 第29条の3第1項、第3項又は第5項の規定による競争(以下「競争」という。)は、特に必要がある場合においてせり売りに付するときを除き、入札の方法をもつてこれを行なわなければならない。

前項の規定により入札を行なう場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

第29条の6 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、

政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとつて最も有利なもの(同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの)をもつて申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

第29条の7 第29条の4の規定により納付された保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)のうち、落札者(前条の規定により契約の相手方とする者をいう。以下次条において同じ。)の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、国庫に帰属するものとする。

第29条の8 契約担当官等は、競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、政令の定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、政令で定める場合においては、これを省略することができる。

前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。

第29条の9 契約担当官等は、国と契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、他の法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき、その者が物品の売払代金を即納する場合その他政令で定める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

第29条の4第2項の規定は、前項の契約保証金の納付について、これを準用する。

第29条の10 前条の規定により納付された契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、国庫に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

第29条の11 契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合

においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な検査をしなければならない。

前2項の場合において、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる契約については、政令の定めるところにより、第1項の監督又は前項の検査の一部を省略することができる。

各省各庁の長は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、第1項の監督及び第2項の検査を、当該契約に係る契約担当官等及びその補助者以外の当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に行なわせることができる。

契約担当官等は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、国の職員以外の者に第1項の監督及び第2項の検査を委託して行なわせることができる。

第29条の12 契約担当官等は、政令の定めるところにより、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は公衆電気通信の役務の提供を受ける契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

第48条第1項中「認証」の下に「、契約(支出負担行為に該当するものを除く。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「認証」の下に「、契約」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して9月

をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の1号を加える。

六 会計法第29条の2第3項に規定する契約担当官

第2条第1項に次の1号を加える。

十 会計法第29条の11第4項の規定に基づき契約に係る監督又は検査を行なうことを命ぜられた職員

第2条第3項中「及び会計法」を「、会計法」に改め、「命令」下に「及び同法第29条の契約」を加える。

第8条第1項中「第2条第1項第七号」を「第2条第1項第八号」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

〔参照〕

第48条 国は、政令の定めるところにより、その歳入、歳出、歳入歳出外現金、支出負担行為、支出負担行為の確認又は認証及び繰越の手續に関する事務を、都道府県知事又は都道府県の吏員をして取り扱わしめることができる。

前項の規定により、歳入、歳出、歳入歳出外現金、支出負担行為、支出負担行為の確認又は認証及び繰越の手續に関する事務を取り扱う都道府県知事又は都道府県の吏員については、この法律及びその他の会計に関する法令中、当該事務の取扱に関する規定を準用する。

〔出所〕 法令全書。

13-84 財政法の一部を改正する法律 (昭和37年5月8日 法律第108号)

財政法(昭和22年法律第34号)の一部を次のように改正する。

第29条を次のように改める。

第29条 内閣は、次に掲げる場合に限り、予

算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができる。

一 法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出(当該年度において国庫内の移換えにとどまるものを含む。)又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なう場合

二 予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合

附則第7条第2項中「大蔵事務次官」を「大蔵大臣」に改め、同条第7項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 審議会の臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

附則第7条第6項を同条第7項とし、同条第5項ただし書を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「大蔵事務次官」を「大蔵大臣」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。附則第7条に次の1項を加える。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 日本専売公社法(昭和23年法律第255号)の一部を次のように改正する。

第39条の見出しを「(補正予算)」に改め、同条第1項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第39条第2項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第40条を次のように改める。

第40条 削除
3 日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)の一部を次のように改正する。

第39条の11の見出しを「(補正予算)」に改め、同条第1項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第39条の11第2項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第39条の12を次のように改める。

第39条の12 削除
4 日本輸出入銀行法(昭和25年法律第265号)の一部を次のように改正する。

第30条の見出しを「(補正予算)」に改め、同条第1項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「追加予算及び予算の修正」を「補正予算」に改め、同項を同条第2項とする。

5 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(補正予算)」に改め、同条第1項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には」に、「追加予算」を「補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

第10条第2項中「追加予算」を「補正予算」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

6 日本開発銀行法(昭和26年法律第108号)の一部を次のように改正する。

第28条の見出しを「(補正予算)」に改め、

同条第1項中「避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算」を「事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

〔出所〕 法令全書。

(3) 昭和40年代

13-85 物品管理法の一部を改正する法律

(昭和40年4月1日
法律第41号)

物品管理法(昭和31年法律第113号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第14条第5項」を「第19条第1項中契約等担当職員の意義に係る部分」に改め、同条第4項を削る。

第4条中「、政令で定めるところにより」及び「次条第2項を除き、」を削る。

第5条を次のように改める。
(分類換)

第5条 各省各庁の長又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所属の職員は、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、前条の物品管理官又は分任物品管理官に対して、物品の分類換(物品をその属する分類から他の分類に所属を移すことをいう。以下同じ。)を命ずることができる。

2 物品管理官又は分任物品管理官は、前項の規定による命令に基づいて分類換をする場合を除くほか、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、各省各庁の長(前項の委任を受けた職員があるときは、当該職員)の承認を経て、物品の分類換をすることができる。

第13条及び第14条を次のように改める。
(物品の管理に関する計画)

第13条 物品管理官は、毎会計年度、政令で定めるところにより、その管理する物品の効率的な供用又は処分を図るため、予算及び事務又は事業の予定を勘案して、物品の管理に関する計画を定めなければならない。

2 物品管理官は、前項の計画を定めたときは、当該計画のうち供用に係る部分を物品供用官に通知しなければならない。

第14条 削除

第15条中「運用計画が立てられている物品にあつては運用計画に基いて」を「第13条第1項の計画に基づいて」に改める。

第16条第1項及び第2項を次のように改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

各省各庁の長又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所属の職員は、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、物品管理官に対して、物品の管理換(物品管理官の間において物品の所属を移すことをいう。以下同じ。)を命ずることができる。

2 物品管理官は、前項の規定による命令に基づいて管理換をする場合を除くほか、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、各省各庁の長(前項の委任を受けた職員があるときは、当該職員)の承認を経て、物品の管理換をすることができる。

第19条の見出しを「(取得手続)」に改め、同条第1項中「運用計画が立てられている物品については運用計画の範囲内で、その他の物品については」を「第13条第1項の計画に基づいて、物品の」に改め、「契約等担当職員」の下に「(国のために契約その他物品の取得又は処分の原因となる行為をする職員をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「基き」を「基づき」に改める。

第20条の見出しを「(供用手続)」に改め、同条第1項中「払出のための第23条の規定による命令」を「供用のための払出し」に改め、同条第2項中「命令をしたとき(前項の請求に基いてしたときを除く。)」を「命令をし、又は払出しをするとき」に改め、「(物品供用官を置かない場合にあっては、物品を使用する職員。以下次条において同じ。)」を削る。

第21条の見出しを「(返納手続)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、供用中の物品で物品管

理官が定める軽微な修繕又は改造を要するものについては、適用しない。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

第26条第2項中「物品管理官は、第21条第1項又は前項の報告等により修繕又は改造を要する物品」を「物品管理官又は物品供用官は、修繕又は改造を要する物品(物品供用官にあつては、第21条第3項に規定する物品に限る。)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第19条第2項の規定は、前項の規定による請求があつた場合について準用する。

第27条第1項中「各省各庁の長」の下に「又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所属の職員」を加える。

第28条第2項中「前項の物品のうち、売払を目的とするもので運用計画が立てられているものについては運用計画の範囲内で、その他のものについては必要なつど、契約等担当職員に対し、」を「第13条第1項の計画に基づいて、契約等担当職員に対し、前項の物品の」に改め、同条第3項中「基き」を「基づき」に改める。

第31条の見出し中「物品管理職員」の下に「等」を加え、同条第1項中「吏員」の下に、「並びにこれらの補助者」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 物品を使用する職員は、故意又は重大な過失によりその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、その損害を弁償する責めに任じなければならない。

第32条中「物品管理職員が、物品を」を「その所管に属する物品が」に改め、「又は」の下に「物品管理職員が」を加える。

第33条第1項中「各省各庁の長」の下に「又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所属の職員」を加える。

第34条を次のように改める。

第34条 削除

第35条中「第29条まで」の下に「、第31条第2項」を加える。

第37条中「政令で定める重要な物品」を「国が所有する物品のうち重要なものとして

政令で定めるもの」に改める。

第38条の見出しを「(国会への報告等)」に改め、同条第1項中「基き」を「基づき」に改め、同条第2項中「、その検査を受け」を削り、同条第3項を次のように改め、同条第4項を削る。

3 内閣は、第1項の物品増減及び現在額総計算書に基づき、毎会計年度間における物品の増減及び毎会計年度末における物品の現在額について、当該年度の歳入歳出決算の提出とともに、国会に報告しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第37条及び第38条の規定は、昭和39年度分の報告書及び物品増減及び現在額総計算書から適用する。

(出所) 法令全書。

13-86 会計法の一部を改正する法律

(昭和40年4月1日
法律第42号)

会計法(昭和22年法律第35号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「隔地者に支払をしようとするときは」を「債権者に支払をする場合において、政令で定める場合に該当するときは」に改め、同条第2項中「隔地の」を「政令で定める」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(出所) 法令全書。

13-87 財政法の一部を改正する法律

(昭和40年4月12日
法律第46号)

財政法(昭和22年法律第34号)の一部を次のように改正する。

附則第7条第2項中「大蔵大臣及び委員12人」を「委員25人」に改め、同条第3項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 審議会に会長を置き、委員のうちから互

選する。

附則第7条第10項を同条第11項とし、同条第9項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

附則中第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

第7条 昭和38年度以降2箇年度における歳入歳出の決算上の剰余金についての第6条の規定の適用については、同条第1項中「2分の1」とあるのは、「5分の1」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の附則第7条の規定は、昭和40年度分の予算から適用する。

〔出所〕 法令全書。

13-88 許可、認可等の整理に関する法律〔抄〕

(昭和45年6月1日
法律第111号)

(略)

(会計法の一部改正)

第6条 会計法(昭和22年法律第35号)の一部を次のように改正する。

第6条中「調査決定し」の下に「、政令で定めるものを除き」を加える。

第46条の二中「繰越の手続」を「繰越しの手続及び同法第43条の三に規定する翌年度にわたつて支出すべき債務の負担(以下「繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担」という。)の手続」に、「同項」を「これらの規定」に改める。

第48条中「及び繰越の手続」を「、繰越しの手続及び繰越明許費に係る翌年度にわ

たる債務の負担の手続」に改める。

(物品管理法の一部改正)

第7条 物品管理法(昭和31年法律第113号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「物品の管理に関する事務」の下に「(第39条の規定による検査を含む。次項において同じ。)」を加える。
(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第8条 国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第3条第1項第三号中「会計法」の下に「(昭和22年法律第35号)」を加える。

第5条第1項中「当該各省各庁所属の職員」を「会計法第4条の2に規定する歳入徴収官、同法第24条に規定する支出官その他の職員で当該各省各庁又は他の各省各庁に所属するもの」に、「委任する」を「行なわせる」に改め、同条第2項中「、必要があるときは」を削り、「他の各省各庁所属の職員」を「都道府県知事又は都道府県の吏員」に、「委任する」を「行なわせる」に改め、同条第3項から第5項までを削る。

第6条から第8条までを次のように改める。

第6条から第8条まで 削除

第11条第1項中「債権管理官(分任債権管理官を含む。以下同じ。)」を「第5条の規定に基づき債権の管理に関する事務を行なう者(以下「歳入徴収官等」という。)」に、「若しくは」を「又は」に改め、「、又は当該債権が他の債権管理官から引き継がれたとき」及び「次項に定める」を削り、同条第2項中「債権管理官」を「歳入徴収官等」に改め、「、帳簿を備え」を削り、「記載し」を「帳簿に記載し」に改める。

第12条中「債権管理官(第7条の規定に基づき債権の管理に関する事務を行う者を含む。以下次条第2項、第22条及び第23条において同じ。)」を「歳入徴収官等」に改める。

(略)

〔編注〕 目次は省略。

〔出所〕 法令全書。

13-89 許可、認可等の整理に関する法律〔抄〕

(昭和46年6月1日
法律第96号)

(略)

(会計法の一部改正)

第5条 会計法(昭和22年法律第35号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第4項中「歳入徴収官」の下に「(各省各庁の長又は第1項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第5項中「前4項」を「前3項」に、「代理せしめ又は分掌せしめる」を「又は分掌させる」に改め、同条第6項中「第3項の規定により歳入徴収官の事務を代理する職員は、これを代理歳入徴収官といい、第4項」を「第3項」に、「これを分任歳入徴収官」を「分任歳入徴収官」に改め、同条第3項を削る。

第13条第4項中「支出負担行為担当官」の下に「(各省各庁の長又は第1項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第5項中「第4条の2第5項」を「第4条の2第4項」に、「前4項」を「前3項」に改め、同条第6項中「第3項の規定により支出負担行為担当官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為担当官といい、第4項」を「第3項」に、「これを分任支出負担行為担当官」を「分任支出負担行為担当官」に改め、同条第3項を削る。

第13条の2第1項前段中「なす」を「する」に、「第24条第3項」を「第24条第4項」に改め、同項後段中「第24条第3項」を「同項」に改める。

第13条の3第4項中「第4条の2第5項」を「第4条の2第4項」に、「前3項」

を「前2項」に改め、同条第5項を次のように改め、同条第3項を削る。

第1項又は第2項の規定により支出負担行為の認証を行なう職員は、支出負担行為認証官という。

第24条第4項中「第4条の2第5項」を「第4条の2第4項」に、「前3項」を「前2項」に改め、同条第5項を次のように改め、同条第3項を削る。

各省各庁の長又は第1項若しくは第2項の規定により委任された職員は、支出官という。

第26条に次のただし書を加える。

ただし、特別の必要がある場合には、政令で特例を設けることができる。

第29条の2第4項中「契約担当官」の下に「(各省各庁の長又は第1項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第5項中「第4条の2第5項」を「第4条の2第4項」に、「前4項」を「前3項」に改め、同条第6項中「第3項の規定により契約担当官の事務を代理する職員は、これを代理契約担当官といい、第4項」を「第3項」に、「これを分任契約担当官」を「分任契約担当官」に改め、同条第3項を削る。

第29条の3第1項中「、代理契約担当官、分任契約担当官、」を「及び」に改め、「、代理支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官」を削り、「総称する」を「いう」に改める。

第39条第2項中「事務の全部を代理する代理出納官吏又はその」を削り、「分任出納官吏」の下に「又は当該出納官吏若しくは分任出納官吏の事務の全部を代理する出納官吏代理」を加える。

第40条第1項中「代理出納官吏及び分任出納官吏以外の職員をして」を「分任出納官吏及び出納官吏代理以外の職員に」に、「取り扱わしめる」を「取り扱わせる」に改める。

第40条の2第1項中「出納官吏とし、又は当該他の各省各庁所属の他の職員を当該出納官吏の代理出納官吏若しくは分任出納

官吏」を「出納官吏，分任出納官吏又は出納官吏代理」に改める。

第41条第2項中「但し，代理出納官吏，分任出納官吏」を「ただし，分任出納官吏，出納官吏代理」に改める。

第44条中「代理出納官吏，分任出納官吏」を「分任出納官吏，出納官吏代理」に改める。

第46条の2の次に次の1条を加える。

第46条の3 各省各庁の長は，次に掲げる者に事故がある場合(これらの者が第4条の2第4項(第13条第4項，第13条の3第3項，第24条第3項及び第29条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により指定された官職にある者である場合には，その官職にある者が欠けたときを含む。)において必要があるときは，政令で定めるところにより，当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員にその事務を代理させることができる。

一 歳入徴収官，支出負担行為担当官及び契約担当官並びにこれらの者の分任官

二 支出負担行為認証官及び支出官

各省各庁の長は，必要があるときは，政令で定めるところにより，当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に，前項各号に掲げる者(同項の規定によりこれらの者の事務を代理する職員を含む。)の事務の一部を処理させることができる。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第6条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和25年法律第172号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第二号中「第13条の3第3項」を「第13条の3第4項」に改め，同項第三号中「第24条第3項」を「第24条第4項」に改め，同項第十号を削り，同項第九号中「その補助者」を「，政令で定めるところにより，補助者」に改め，同号を同項第十二号とし，同項第八号を同項第十一号とし，同項第七号中「代理官及び」を削り，同号の次に次の3号を加える。

八 前各号に掲げる者の代理官

九 会計法第46条の3第2項(郵政事業特別会計法(昭和24年法律第109号)第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定により第一号から第三号まで又は前3号に掲げる者の事務の一部を処理する職員

十 会計法第29条の11第4項の規定に基づき契約に係る監督又は検査を行なうことを命ぜられた職員

第8条第1項中「第2条第1項第八号」を「第2条第1項第十一号」に，「同項第九号」を「同項第十二号」に改める。(郵政事業特別会計法の一部改正)

第7条 郵政事業特別会計法(昭和24年法律第109号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項を次のように改める。

2 会計法(昭和22年法律第35号)第46条の3第1項の規定は分任支出官に事故がある場合又は分任支出官が欠けた場合について，同条第2項の規定は分任支出官の事務に関し郵政大臣が必要であると認める場合について準用する。

第31条第2項中「(昭和22年法律第35号)」を削る。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)

第8条 国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第10条」を「第11条第1項」に改める。

第8条第2項を削り，同条第3項中「国税収納命令官」の下に「(前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え，同項を同条第2項とし，同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め，「，代理させ」を削り，同項を同条第3項とし，同条第5項中「第2項の規定により国税収納命令官の事務を代理する職員は，代理国税収納命令官といい，第3項」を「第2項」に改め，同項を同条第4項とする。

第10条第2項を削り，同条第3項中「第8条第4項」を「第8条第3項」に，「前2項」を「前項」に改め，同項を同条第2

項とし，同条第4項を削る。

第11条第1項中「国税資金支払命令官」の下に「(前条第1項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加える。

第13条第4項を削り，同条第5項中「第8条第4項」を「第8条第3項」に，「前2項」を「前項」に改め，同項を同条第4項とし，同条第6項を削り，同条第7項中「国税資金支払委託官」の下に「(第3項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え，同項を同条第5項とし，同条中第8項を第6項とし，同条第9項中「第7項」を「第5項」に改め，同項を同条第7項とし，同条中第10項を第8項とし，第11項を第9項とし，同条の次に次の1条を加える。

(事務の代理等)

第13条の2 大蔵大臣は，国税収納命令官(分任国税収納命令官を含む。次項において同じ。)，国税資金支払命令官又は国税資金支払委託官に事故がある場合(これらの者が第8条第3項(第10条第2項及び前条第4項において準用する場合を含む。)の規定により指定された官職にある者である場合には，その官職にある者が欠けたときを含む。)において必要があるときは，政令で定めるところにより，所属の職員にその事務を代理させることができる。

2 大蔵大臣は，必要があるときは，政令で定めるところにより，所属の職員に，国税収納命令官，国税資金支払命令官又は国税資金支払委託官(前項の規定によりこれらの者の事務を代理する職員を含む。)の事務の一部を処理させることができる。

第17条中「国税資金支払命令官，代理国税資金支払命令官，国税資金支払委託官及び代理国税資金支払委託官並びにこれらの者からその補助者としてその事務の一部を処理することを命ぜられた職員」を「次に掲げる職員」に改め，同条に次の各号を加える。

一 国税資金支払命令官

二 国税資金支払委託官

三 第13条の2第1項の規定により前2号に掲げる者の事務を代理する職員

四 第13条の2第2項の規定により前3号に掲げる者の事務の一部を処理する職員

五 前各号に掲げる者から，政令で定めるところにより，補助者としてその事務の一部を処理することを命ぜられた職員

(物品管理法の一部改正)

第9条 物品管理法(昭和31年法律第113号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第7項」を「第6項」に改める。

第8条中第4項を削り，第5項を第4項とし，同条第6項中「，第4項」及び「，代理させ」を削り，同項を同条第5項とし，同条第7項中「第4項の規定により物品管理官の事務を代理する職員は，代理物品管理官といい，第5項」を「第4項」に改め，同項を同条第6項とする。

第9条中第3項を削り，第4項を第3項とし，同条第5項中「前条第6項」を「前条第5項」に改め，「，第3項」を削り，同項を同条第4項とし，同条第6項中「第3項の規定により物品出納官の事務を代理する職員は，代理物品出納官といい，第4項」を「第3項」に改め，同項を同条第5項とする。

第10条第3項を削り，同条第4項中「第8条第6項」を「第8条第5項」に改め，「又は前項」を削り，同項を同条第3項とし，同条第5項を削り，同条の次に次の1条を加える。

(事務の代理等)

第10条の2 各省各庁の長は，物品管理官若しくは物品出納官(分任物品出納官を含む。以下同じ。)又は物品供用官に事故がある場合(これらの者が第8条第5項(第9条第4項及び前条第3項において準用する場合を含む。)の規定により指定された官職にある者である場合には，その官職にある者が欠けたときを含む。)において必要があるときは，政令で定めるところにより，当該各省各庁所属の職員

又は他の各省各庁所属の職員にその事務を代理させることができる。

2 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、物品管理官(前項の規定によりその事務を代理する職員を含む。)の事務の一部を処理させることができる。

第23条中「(分任物品出納官を含む。以下同じ。)」を削る。

第31条第1項中「物品管理官、代理物品管理官、物品出納官、代理物品出納官、物品供用官、代理物品供用官及び第11条の規定により物品の管理に関する事務を行う都道府県知事又は都道府県の吏員並びにこれらの補助者」を「次に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 物品管理官
 - 二 物品出納官
 - 三 物品供用官
 - 四 第10条の2第1項の規定により前3号に掲げる者の事務を代理する職員
 - 五 第10条の2第2項の規定により第一号に掲げる者(その者の事務を代理する前号の職員を含む。)の事務の一部を処理する職員
 - 六 第11条の規定により前各号に掲げる者の事務を行なう都道府県知事又は都道府県の吏員
 - 七 前各号に掲げる者の補助者
- (国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第10条 国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 この法律において「歳入徴収官等」とは、各省各庁の長、各省各庁の長以外の国の機関で他の法令の規定により債権の管理に関する事務を行なうべきこととされているもの又は第5条第1項若しくは第2項の規定により債権の管理に関する事務を行なう者をいう。

第5条に次の2項を加える。

3 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の管理に関する事務で自ら行なうもの又は第1項の規定により当該各省各庁若しくは他の各省各庁に所属する職員が行なうものの一部をこれらの各省各庁に所属する他の職員に処理させることができる。

4 前項の規定は、第2項の場合及び他の法令の規定により各省各庁の長以外の国の機関が債権の管理に関する事務を行なう場合について準用する。

第11条第1項中「第5条の規定に基づき債権の管理に関する事務を行なう者(以下「歳入徴収官等」という。)」を「歳入徴収官等」に改める。
(国の所有に属する自動車の交換に関する法律の一部改正)

第11条 国の所有に属する自動車の交換に関する法律(昭和29年法律第109号)の一部を次のように改正する。

題名中「自動車」を「自動車等」に改める。

第1項中「、当分の間」を削り、「国の所有に属する自動車」を「下取り(物品を買い入れる際、当該物品と同一の用途に供されていた買受人の所有に属する物品を、対価の一部として、当該買入りに係る物品と引換えに売渡人に譲渡することをいう。)の商慣習がある自動車、医療用又は試験用の機械器具その他の政令で定める物品であつて国の所有に属するもの」に、「自動車と」を「これと同種の物品と」に改める。
(閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令の廃止)

第12条 閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令(昭和25年政令第356号)は、廃止する。

(略)

〔編注〕 目次は省略。

〔出所〕 法令全書。

2 その他の資料

13-90a 会計制度簡素化案
(昭和28年)

会計制度簡素化案
一、支出負担行為及び同確認(認証を含む.)
制度について
1、支出負担行為及び同確認(認証を含む.)
制度の廃止
煩瑣な手続と事務量の増大を必要とする
支出負担行為制度を全面的に廃止し、
従前の契約担当官の制度とし、確認、認
証等事前チェックの制度は法制化せず、
内部機構の運営上の問題とすること。
2、支出負担行為制度を廃止し得ない場合
の措置
(1) 支出負担行為制度を存続する場合に
おいては、現在支出負担行為実施計画
を行っている特殊経費を除き、支出負
担行為計画の作成及び示達に関する各
省各庁の長限りの事務は、比較的実効
少いため廃止すること。
(参照) 財政法(昭和22年法律第34号)
第34条の二
予算決算及び会計令(昭和22
年勅令第165号、以下「予決令」
という。)第39条
(2) 支出負担行為として整理する範囲を
限定すること
支出負担行為等取扱規則(昭和27年
大蔵省令第18号)の整理区分表におい
て支出決定の際支出負担行為として整
理することとなっている次のような経
費は、擬制的な整理以外に意味がない
から支出決議だけで処理しうることと
すること。
俸給、諸手当、公務災害補償費、作
業賞与金、諸謝金、旅費、光熱水料、
電話料、渡切費、補助金、負担金、
交付金、補給金、交際費、賠償、償

還及払戻金、保証金、年金、恩給、
保険金、繰入金、出資金、払込金、
前渡資金等
(注) 人件費については、発令案につ
き、光熱水料、電話料等について
は、加入契約案につき、補助金に
ついては指令案につき、その他の
経費についてはそれぞれ決定案に
つき支出負担行為担当官に合議す
ることとし、現実の支出に当って
は、支出決議のみで足りるものと
認められる。
(3) 確認及認証の制度を廃止すること
事前審査の制度は法制化せず、内部
機構の運営上これを行うこととし、現
在の法定簿である支出負担行為差引簿
を任意簿(推算簿)とすること。
二、支払計画の廃止
支払計画の期別計画作成の手続は予算要
求にも匹敵する事務の労力を必要とするの
でこれを廃止し、年間予算を年度当初に示
達することとする。やむを得ざる場合には、
四半期別の計画示達を二半期程度の区分と
すること。
(参照) 財政法第34条
予決令第18条の九
三、予算科目を整理すること
「項」、「目」を整理統合して、予算執行
に機動性をもたせること。従って、流用の
制限は、人件費、物件費、交際費、義務的
経費等の相互間の流用を協議事項とする程
度に大別すること。
(参照) 財政法第33条
四、前金払、概算払等の大蔵大臣協議事項の
緩和を図ること
現在協議事項とされているものにつき、
各省庁の長に権限を委任し事務の簡素化を
図ること。
(参照) 会計法(昭和22年法律第35号)第
22条

- 予決令第57条、第58条、第102条
- 五、前渡資金の交付限度額及び資金前渡官吏の手許保管許容額を引き上げること
交付限度額を引き上げることにより交付に要する手続を量的に減少することができ、手許保管の許容額を引き上げることにより資金前渡官吏の現金払の迅速化を図り、現金払をその職能の一部とする資金前渡官吏を設置する目的に一層そいうること。
(参照) 会計法第17条
予決令第51条、第52条
予決令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第1条
- 六、出納官吏の検査員の任免を出納官吏の任免の手続と同様とすること
現行制度においては、出納官吏の任免又は官職指定は各省各庁の長か委任した者をして行わせることができ、しかも他省の職員も任命することができるが、出納官吏の検査員の任免については、官職指定による途が開かれておらず、各省各庁の長が直接その各省各庁所属の職員を任命しなければならないことになっている。法理上はともかく、所管の長に事務が集中することにより、文書の往復に要する日時労力は軽視しえぬものがあり、更に他省の職員を出納官吏としているような場合には旅費予算の制約等から検査員を出張させて所定の検査を行えないような実情も多いので、前記のように出納官吏と同様の手続により任免できるようにすること。
(参照) 会計法第39条
予決令第111条、第116条
- 七、会計法第46条の監査を廃止すること
本規定は、内部監査、会計検査院の実地検査等と重複するきらいがあり、これが為事務能率に悪影響を与えているように考えられるから廃止すること。
- 八、行政費により購入した物品の物品出納計算書にかわるべき物品類別現在高調書はこれを廃止すること
(参照) 計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)第62条
- 九、物品の亡失き損の報告について

- 大蔵大臣に対する通知を廃止する。
(参照) 会計法第42条
- 十、国有財産見込現在額報告書を廃止すること
(参照) 国有財産法(昭和23年法律第73号)第35条

附記

- 一、支出負担行為制度施行以来、この制度実施に伴う事務量の増大に対応する定員増加の実例なし。
- 二、会計官吏には、「予算執行職員の責任に関する法律」その他により非常なる責任を負わされているので、事務の簡素化及び定員の削減についても自づから限度がある。
- (編注) 作成者は明記されていないが、行政管理庁と推定。編者において原資料の様式(タテ書き)を変更して掲載した。
- (出所) 大蔵省資料Z13-4.

13-90b 会計制度簡素化に対する意見 (昭和28年10月10日主計局)

会計制度簡素化に対する意見

主計局
28.10.10

国の会計制度は、国に属する金銭その他の財産の出納記録、計算、整理に関する手続作用を、国の会計機関をして統一的に、正確且つ厳正に又できるだけ経済的能率的に執行せしめるための制度である。しかも国の会計機関は、直接利害関係なき多数の職員をもって充てられているのであるから会計に関する規律はできるだけ詳細にそのよるべきところを明確にされなければならないのである。

国の会計制度はその経理の対象によって、金銭会計、不動産会計及び動産会計の三種に区分できるが、このうち、金銭会計、不動産会計は以前から比較的発達し、財政法、会計法、国有財産法その他のその関連法規も整備されているが、物品会計に関しては、明治22年制定の物品会計規則に大綱的な規定があるのみであり、その細部については各省各庁において適宜規律を設けている程度でこの不備

不統一のため会計検査においても相当数の不当経理が指摘されている現状である。

これに対処するためには物品会計法(仮称)制定の必要があり大蔵省としてもその準備をすすめている次第である。

又国の会計制度としても最も発達した分野といわれる金銭会計についてもまだ完全ということができないのであって、例えば資金前渡官吏の段階における支出負担行為制度と現金支払の関係の未分化による非能率性、非合理性、収入行為の前提たる債権の管理制度の欠如等幾多改善合理化すべき点があり、これらについても所要の法規整備の必要があるのである。

このように現行会計制度は、最初述べた如き国の会計に通ずる一般原則確保のための会計事務の改善合理化と国の行政事務範囲拡大の傾向に伴う会計事務の複雑化により会計法規も益々多数複雑化の傾向にあることはやむを得ないとしても、これは単に簡素化というような見地からのみ解決せらるべき問題でなく、会計事務担当機関の専門化、会計事務の集中化、器械導入による合理化というような方法によって解決せらるべき問題であると信ずる。

会計事務の簡素化についていえば、他の行政事務にさきがけて累次の簡素化が行われているのであって、例えば支出負担行為の認証制度から予算超過支出防止のための確認制度への移行、支出負担行為計画示達の簡素化、大蔵大臣への協議事項、報告事項の簡素化、支出官中心主義による会計機関数の縮減等の措置により大体戦前の制度と殆んど変りない程度に簡素化が行われて来たのであり、他面検査院の批難事項の累増にかんがみてもこの際更に簡素化のための簡素化を行うことはいたずらに会計事務の統一性、正確及び確実の原則を確保するため妥当でなくむしろ前述の如き会計制度の改善合理化に努力すべきであると信ずる。

以下「会計制度簡素化案」に対し順を追って意見を述べることとする。

一、支出負担行為及び同確認(認証を含む。)制度について

1. 支出負担行為及び同確認(認証を含

む。)制度の廃止

支出負担行為制度は、支出の前提たる国の債務負担を統制することにより、支出の適正を確保するための制度であり、現行制度は、前述の如く累次の簡素化により、予算超過支出を未然に防止するための支出負担行為の確認事務という必要最少限度の要請を内容とするにすぎず事実上戦前におけると同様の姿に返っているものであり、且つ、認証事務は各省各庁の長の裁量によりこれを行うと否とは自由であって、強制せられるものではない。又、支出負担行為を法制化せず、単なる事実上の運営の問題とすることは、会計制度の統一性、厳正確実性の確保及び責任の明確化の見地から妥当でないことは、いうまでもない。

2. 支出負担行為制度を廃止し得ない場合の措置

(1) 支出負担行為計画の作成及び示達制度の廃止

支払計画が目目に区分されていない現在、目まで区分し、債務負担の限度を示した支出負担行為計画を各省各庁の長から支出負担行為担当官へ示達することは、予算の適正円滑なる実施のため必要不可欠な要請であり、本制度の廃止の理由は認められない。

(2) 支出負担行為として整理する範囲を限定すること

支出負担行為制度は、支出の前提たる債務負担の適正化を図ることにより、支出の適正を期する制度であるが、現在支払計画には目区分がないので目区分のある支出負担行為の段階において予算を超過しないかどうかを確認する必要がある、この意味において予算に基く債務負担はすべて支出負担行為として整理し、確認及び差引の制度が必要である。人件費の如く支出負担行為として整理する時期と支出の時期とが同一のものにあっても、右のような見地から支出負担行為として整理する必要があることはいうまでもない。なお、昭和27年度の簡素化により支出

負担行為の決議と支出決議とは、別々の書式による必要はなく、一つの決議書で間に合うことにしたので事務量の負担は、非常に軽減されている。

(3) 確認及び認証の制度の廃止

(2)において述べた如く支出負担行為の段階において確認制度をとらなければ、支出の段階において予算超過支出の防止は不可能であり、そのためのチェック・システムとしての確認制度は必要最少限度の要請である。単に内部機構の運営上の問題とすることは、責任の明確化の見地から採り得ないところであり、したがって確認と不可分の関係にある支出負担行為差引簿を任意簿にすることはできない。

二、支払計画の廃止

戦後におけるわが国民経済事情及び国民経済に占める国家財政の比重の増大化に伴い予算の執行については、常時全般的見地から統制を図る必要が痛感されるところである。国民経済と国家財政の密接不可分な関係から、予算は、必ずしも当初予定通り執行できない場合又は適当としない場合がある。即ち、国庫収支の状況及び予算の執行が国民経済に与える影響を考慮しながら、場合によって、支出の抑制を図り、時には支出の促進を図る必要があるのである。例えば各四半期の支払計画の審査に当り、地方公共団体に対する補助金の支出が遅れているため地方財政を圧迫している場合において、早期支出の嚴重な申出をし、これが地方財政の圧迫の緩和に役立っているような例は、枚挙にいとまがない。このように支払計画の承認制度を通じ国庫収支の引揚超過、散布超過の調節をし、わが国経済の安定化を図るためには少くとも四半期ごとの承認制度が必要であることは自明の理でありこれを廃止し又は二半期にすることは妥当でないと信ずる。

三、予算科目の整理

予算科目の適正な区分は、予算の円滑合理的な執行上重要であるが、現在の予算の執行振りにかんがみるときは、必ずしも直ちに大幅の整理統合は妥当でなく、従来の

執行振りを検討し弊害のない限度において、整理統合を考慮したい。

四、前金払、概算払の大蔵大臣への協議事項の緩和

前金払、概算払ともに精算支出を建前とする国の会計の例外的な制度であり、国の会計事務が直接利害関係なき公務員によって行われる関係上相当慎重に且つ、統一的な見地から実施さるべきであって、慣行的なもの及びその弊害の少いと認められるものを除き大蔵大臣への協議事項とされているのもかかる見地からであると考ええる。したがって現在の要協議事項については右のような見地に立って検討することとしたい。

五、前渡資金の交付限度、手許保管許容額

資金前渡制度に関しては、支出負担行為制度との関連において改善合理化を図る必要があることは前述したが、要望の点については現行制度の下においても各省各庁の事情又は経済状況に対処することが可能であるので適当と認められる限り現行制度の運用によって善処したい。

六、出納官吏の検査員の任免手続

善処したい。

七、監査の廃止

会計法第46条の監査は、財政会計の総括権限として大蔵大臣の当然の権限であり、これにより、その執行の適正を確保するとともに、監査の結果を直ちに予算の編成に反映せしめ、その合理化を図ることにその趣旨がある。従って、その機能の点から見ても又、一面各省における予算執行の実状に徴するもこれを廃止することは適当でない。又、会計法第46条の監査は、その外形において会計検査院等の検査等と類似するがしかし、その本質においては異なるものであり会計検査院等の検査等をもって会計法第46条の監査を代えることは当を得ない。只、実施面においては検査監査箇所重複等については会計検査院等とも協議し善処することは必要であり、極力努力する。

八、物品の亡失き損の大蔵大臣への通知

出納官吏の保管に係る金銭又は物品の亡失き損についての通知については、それらの性質上、通知自体を廃止することは適当

でないがその通知事項の範囲等の簡素化について善処したい。

九、国有財産見込現在額報告書の廃止

現在予算添附書類として添附されるものであるが他の添附書類との権衡を考慮して検討することとしたい。

〔編注〕 編者において原資料の様式(タテ書き)を変更して掲載した。

〔出所〕 大蔵省資料Z13-4。

13-91a 憲法改正と現行財政制度上改革を要する諸点 (昭和29年主計局)

憲法改正と現行財政制度上改革を要する諸点

第一 新に国庫の負担をもたらす議員立法及び予算増額修正権について

一、現行制度及び其の弊害

債務負担に関する法形式の二元性(憲法第85条、財政法第15条)及び予算増額修正権(昭和27年2月参議院大蔵委員会)、予算膨脹の傾向等

二、改正制度

議員立法及び予算増額修正の発議に政府の同意を要件とするもの

但し、予算の増額修正については現行通りとするかさもなくば発議を禁止すべしとの説あり

第二 予算可決前の支出について

一、現行制度及び其の弊害

暫定予算制度(財政法第30条)

予算の空白及びこれによる国民生活の混乱

二、改正制度

年度開始するも予算の議決なき場合には範囲、金額を限定し暫定的に政府の責任で支出し得ることとし、その支出は国会の事後審査を受けるべく且つ予算成立の場合にはこれに吸収されることとする。

但し、本予算成立せざる場合には、これに代るものとして、先ず暫定予算を用意し、その成立せざるときに、始めて責任支出を許すものとすべきであるとの説あり

〔編注〕 編者において原資料の様式(タテ書き)を変更して掲載した。

〔出所〕 大蔵省資料Z21-29。

13-91b 財政制度の改正を要する諸点 (昭和29年主計局)

財政制度の改正を要する諸点

第一 新に国庫の負担をもたらす如き議員立法及び国会の予算増額修正に対し制限を置くこと

「改正を必要とする理由」

国庫の債務負担は予算及び法律いづれの法形式によるも可能である。(憲法第85条、財政法第15条)又国会による予算の増額修正は両院法規委員会の勧告(資料3)によれば「最終且つ完全」であるべきであり政府の国会に於ける答弁も「提出権に違反せざる限において総額の増減は止むを得ない」と既設科目の増額修正権を肯認して居る。

近代的な福祉国家に於ける財政は制度上膨脹の傾向を持ち政府部内の要求を調整することにすら年々多大の努力を要する状態であるが、この傾向に加えて行政府以外の面からも財政への圧力が加えられると言うことは結局に於て財政の健全性を害う結果とならざるを得ないであろう。(議員立法に伴う所要経費調、資料2)

国庫の債務負担の法形式が二元的となって居ること等の結果財政の有機的な統一性が害われると言う問題は旧憲法下に於ても存在して居たものであり、議会側のイニシアティブにより歳出を増加すると言うことは財政の膨脹の弊のみならず特に予算執行者たる行政府の「責任を軽からしめる」こととなると言う理由から、かかる場合の憲法上の慣行としては議会は建議の形で政府に所要の措置を採るべきことを求め実際の責任は政府に取らせるのが至当であるとせられて来た。(資料6)

西欧諸国に於ては予算と言う特別の法形式は存在しないが(瑞西を除き)その代り政府及び議会のいづれにも発議権の存在する法律の形で予算が議定されることとなって居る結果、金銭法案の発議を特別に制限せ

ぬ限り、政府及び議会のいづれからも国庫への圧迫が加えられることとなる点は同様である。英国議会がその下院議事規則第78条により所謂金銭法案については国王の勸告あらざる限り議事として採り上げぬ旨自ら制限を加え、或は独連邦共和国に於て連邦議会及び連邦参議院が支出の増加をもたらす議決をなすには連邦政府の同意を要する旨基本法の明定(ボン憲法第113条)して居るのは、すべて過去に於ける貴重なる体験を背景とした財政権の有機的な統一確保への努力の顕れである。(資料8)

勿論予算は一面に於て政府の当該年度に於ける具体的な行政計画であると共に他面政権を握る多数党の端的なプラットフォームでもある。従って後者の面に関する国会の修正権が何等かの制限を受け或は国会がその立法活動を通じて予算に何等かの拘束を与えることを制約されるのはむしろ民主主義的原理に反する如く考えられる。併し、問題は所謂議院内閣制の健全なる運用を前提とする限りかかる矛盾は存在しない。即ち議院内閣制度の下に於ける多数党の意志は自らが構成する内閣の予算編成方針に当然に表現され、内閣の提出する予算はかかる基本方針の下に一定の撰択と均衡の原理に従って、複雑な価値の較量の過程を経て編成せられる。然るにかかる正常な過程とは別に単なる政策の追加を要求すると言うことはそれが仮令多数党の一部から発議されたものであるとしてもそれは不必要であるのみならず右の如き予算の統一と均衡を破る意味に於て有害ですらある。特に予算が国民経済に対して持つ重要な意義を考える時、他に不信任表明の手段がある以上、予算問題を内閣不信任の具とすることを避け予算の削減修正すら「憲法保障の武器庫内に錆びた儘置かれてある」英国議会の慣行は他山の石とするに足るであろう。

更に議員立法なり国会による予算の増額修正権に就ては制度上からする必然の結果ではないにしても特殊の選挙事情と結びついて特定地域或は特定階層のみに財政的援助を与えんとする弊害の生ずる虞あることを考慮する必要があるであろう。(資料1)

佛に於ては前世紀以来この弊害が痛感せられ或は「郡のフランスに対する勝利」と諷刺され或は「すべての浪費を好む省よりも下院はひどい」と非難されて来たところがあるが、選挙と利権立法との関聯が洋の東西を不問る以上、制度的にもかかる弊害の生ずる途を封ずることは必要であろう。

「改正制度の要旨」

一 制限の法形式の問題

国庫に負担を齎す議員立法及び予算の増額修正の発議に一定の制限を置くとしても、これを如何なる法形式で規定するかの問題がある。西欧諸国に於ても夫々の国の歴史と沿革により異って居る。

- (1) 議院規則による自己束縛。こうした自律にのみ委ねることが現実の効果をもたらさぬであろうことはフランスが第三共和制下の下院院内規則を結局憲法の規定(第四共和国憲法第16条)にまで高めざるを得なかったことから知り得る。
- (2) 法律(国会法)或は憲法に規定する方法であるが立法府と行政府との基本的な関係を規律する規範としての性格上当然憲法事項と考えるべきものであろう。

二 制度の要点

改正制度の要旨は議員立法及び国会の増額修正権に制限を置かんとするものであるが、

- (1) 制限の態様はこうした議案の発議を禁止する必要があるのか或は政府の同意にかからしめるを以って足りるか。

諸外国の立法例も多岐であり発案権を大統領の専権とするもの(チリ共和国憲法)国会の議決を禁止するものA(エクアドル共和国憲法)国王の勸告なくしては議事として採り上げぬもの(英下院議事規則)或いは又議決に政府の同意を必要とするもの等があるが、制度改正の趣旨よりすれば予算の編成及び執行の責任を持つ政府の意志——議員内閣制に於ては多数党の意志でもある——に関係無く新たな財政上の負担を押しつけられることを防止せん

とすることにあるのであるから発議を禁止することは必要でも無く又憲法第41条の精神にも反するであろう。発議に内閣の同意を必要とする制度が最妥当であると考えられる。

- (2) 制限すべき議案の範囲。直接支出の増加を伴う予算の増額修正案及び直接に国庫の負担を規定する法律案が対象とされるべきは当然であるが、財政権の有機的統一を確保すると言う意味よりすれば議案自体は直接に国庫の負担を伴うもので無いとしても議案の内容たる機関や制度の新設が当然に経費を必要とするならば、かかる間接的支出或は債務負担を伴う議案も同様に制限の対象とすべきであろう。

- (3) 増額修正権の制限は、予算の総額についてか、各項の金額についてか。

予算の総額が増加する場合は勿論であるが、予算が政策相互の価値較量の上になつ統一的な存在であるという点よりすれば、予算の項の金額の増額も予算の有機的統一性を破壊することに於ては同様であり、従って此の場合にも政府の同意にかからしめるべきであろう。

三 改正試案

右の様な趣旨に従って左の如き試案が考えられる。

国費の支出その他国庫の負担をもたらすべき又はこれを許容する議案を発議するには、内閣の同意を経なければならない。

第二 予算可決前の支出

(改正を必要とする理由)

旧帝国憲法に於ては「議會ニ於テ予算ヲ議定セス又ハ予算成立ニ至ラサルトキ」の措置として施行予算の制度を置いていたが(資料16)新憲法に於てはこうした場合に関する何等の規定も置いていない。これは同じく旧憲法に規定されていた緊急財政処分(資料17)の廃止と共に多分に新憲法の財政立憲主義の顕れであり其の精神自体には何等の異議を唱うべき余地は無い。併しながらかかる国会尊重思想も現実には年度

開始迄に予算の成立しない場合が起るのを防止することができぬとすれば、予算が国民経済に対して持つ意義の重要性からして、予算の空白を避ける制度を考えなくてはならないであろう。

財政法第30条に規定する暫定予算の制度は予算のこうした空白を避ける為に、本予算が成立する迄の一定期間の予算の作成を認める制度である。衆議院が予算を否決するか又は年度開始前に可決しない場合等に於ても政争の対象となる如き経費或は新規の経費を除いた暫定予算に対しては両院も協賛するであろうし更に予算を審議すべき時期に衆議院が解散せられていて両院の議決が得られない場合に於ても参議院の緊急集會に暫定予算を提出する方法によって予算の空白期間を回避することはできる。

併しながら此の暫定予算の制度も年度末一杯に予算の成立を見越して暫定予算提出の準備を政府が行ってない場合等には会計年度当初の空白は避けられないし、(昭和25年、昭和29年)更に又予算を審議すべき時期に災害其の他で国会の召集が不可能な場合等には暫定予算を緊急集會に提出すると言う手段さえ許されない場合が予想せられる。こうした場合予算の空白を生じ国家機関の機能が麻痺することとなれば、その国民生活に及ぼす影響は尽大であり、かかる国民生活の混乱を無視して財政立憲主義の徹底を求めることは本末顛倒と言わねばならぬ。勿論こうした非常の場合の特例もそれが濫用せられて不測の弊害を生ずるおそれがあると言う反対は当然であるが、新憲法が、政府の暴政に対抗する立法府の権限として別に不信任決議の如き有力なる武器(憲法第69条)を認めている以上、これによって三権の均衡が問題となることはないと言ふべきである。既に引用した如く英国議会に於て予算審議を通しての政府不信任声明の武器は「……憲法保障の武器庫内に錆びたまま置かれている」と言われるのは正に右の如き立憲政治の在り方を示唆するものであろう。

予算不成立の場合の措置として、各国の立法例には夫々の国情に従って各種の類型

がある。(資料15)

1. 旧憲法の施行予算的な制度(コロンビア共和国憲法第209条ドミニカ共和国憲法第104条第5項)
2. 暫定予算と施行予算の併合型の制度(イラク憲法第107条, 国会開会中は2月を超えぬ暫定予算, 閉会中は前年度予算の施行)
3. 提出予算を予算と看做す制度(チリ共和国憲法第44条第4号, エクアドル共和国憲法第141条1項)
4. 特定の経費についてのみ政府の責任支払を認める制度(独連邦共和国基本法第111条1項)
5. 暫定予算の制度(大韓民国憲法第94条)

〔改正制度の要旨〕

会計年度開始するも予算成立せざる場合国家機関の最低必要限度の機能を維持し、国民生活の無用の混乱を避ける必要あることは前述の如くであるが、財政立憲主義の建前からしてそうした制度が可及的に国会の議定権に矛盾せぬものであることも之亦当然のことである。こうした二つの理念と調和し得る制度としては次の諸要件を具える必要があるであろう。

1. 暫定的の制度であること。国会の議決による予算の成立が飽迄も本然の姿であるべきであるから会計年度開始後も出来得る限り早い機会に国会の議決を求め、又予算成立すればこうした例外的制度は直ちに本来の制度に移行すべきものである。此の点より観て旧憲法の施行予算の如き制度は好ましくないと言える。
2. 支出し得る範囲は国民生活に混乱を与えぬ為の最低限度の経費に限らるべきこと。正常の立憲的手続を経ることなく支出せんとするのであるから——暫定予算と謂も通常充分の審議期間の余裕が無いという意味に於ては同様である——その対象となるべき経費の範囲は国民生活の混乱を避ける為の最低限度のものである。之は換言すれば国家機関の機能継続に最低不可欠のものであり、新規なる経費、

或は政策上の論議の対象となり得る如き経費はすべて除かるべきである。この意味よりすれば提出予算を予算と看做す制度或は旧憲法の施行予算も適当でないと言えることができるであろう。

3. 予算の空白を確実に回避し得る制度であること。この観点よりすれば暫定予算制度よりは政府の責任によって支出し得る制度或は年度開始迄に予算の議決なき場合政府提出案を予算と看做す制度の方が優れて居ると言わねばならない。

右に掲げた三つの要件から検討する場合前述の各種の類型は一長一短であるが、何れの要件にも矛盾せぬ制度としては一定期間を限り、特定の経費について政府の責任で支出を認める西独の如き制度が無難であると考えられる。

〔改正試案〕

会計年度開始までに、当該年度の予算が議決されないときは、内閣は、予算が議決されるまで、前年度の予算を当該年度の予算として暫定的に実施し、左の事項に関して国費を支出し又は債務を負担することができる。

- 一 国の日常の活動を維持するために必要な経費
- 二 法律により国の義務に属する経費
- 三 国の機関が法律により実施しなければならない事務(又は事業)のために必要な経費
- 四 災害その他異常な事態のため緊急に実施しなければならない事務(又は事業)のために必要な経費

- 2 前項の規定に基いて実施する予算は、一箇月について、前年度の予算の12分の1に相当する金額を基準とする。
- 3 当該年度の予算が成立したときは、第一項に基く支出又は債務の負担(予算の使用)は、これを当該年度の予算に基いてなしたものとみなす。
- 4 第一項に基く支出及び債務の負担については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

〔編注〕 添付資料はすべて省略した。編者において原資料の様式(タテ書き)を変更して

掲載した。

〔出所〕 大蔵省資料Z 21-29。

13-92 財政法の一部を改正する法律案(昭和31年)

財政法の一部を改正する法律

財政法(昭和22年法律第34号)の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の一条を加える。

第16条の二 大蔵大臣は、毎会計年度の予算編成方針を作成し、前年度の7月中に、閣議の決定を経るのを常例とする。

次条の見積に関する書類の作製及び第18条第1項の概算の作製は、前項の予算編成方針に従つて行うものとする。

第18条の次に次の一条を加える。

第18条の二 内閣は、第16条の二第1項及び前条の閣議決定に当つては、次に掲げる国務大臣の会議(以下「予算閣僚会議」という。)により、その審議を進めることができる。

- 一 内閣総理大臣
- 二 大蔵大臣たる国務大臣
- 三 経済企画庁長官たる国務大臣
- 四 その他内閣総理大臣の指定する国務大臣 二人以内

内閣官房長官及び大蔵政務次官(大蔵政務次官が二人あるときは、大蔵大臣の指定する大蔵政務次官)は、予算閣僚会議に出席し、その審議を助けるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第16条の二及び第18条の二の規定は、昭和32年度以後の予算について、適用する。

理 由

内閣が予算編成方針及び歳入歳出等の概算を決定するに当つて、予算閣僚会議を開いてその審議を進めることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

参照条文

財政法(抄) (昭和22年法律第34号)

第17条 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。

内閣総理大臣及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第18条 大蔵大臣は、前条の見積を検討して必要な調整を行い、歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の概算を作製し、閣議の決定を経なければならない。

内閣は、前項の決定をしようとするときは、国会、裁判所及び会計検査院に係る歳出の概算については、予め衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長に対しその決定に関し意見を求めなければならない。

〔編注〕 編者において原資料の様式(タテ書き)を変更して掲載した。

〔出所〕 大蔵省資料Z 21-73。

13-93 会計法改正試案要綱(昭和35年12月7日主計局)

会計法改正試案要綱

(35.12.7 法規課)

(契約事務の管理)

第1 各省各庁の長は、支出負担行為に関する事務のほか、その所掌に係る契約に関する事務を管理すること。

(契約事務の委任)

第2 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に第一に規定する契約に関する事務を委任することができること。

② 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に前項の事務を委任することができること。

③ 各省各庁の長は、必要があるときは、政

令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、契約担当官に事故がある場合における事務を代理せしめることができること。

④ 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、契約担当官の事務の一部を分掌せしめることができること。

⑤ 第4条の二第5項(官職指定)の規定は、前4項の場合に、これを準用すること。

⑥ 第3項の規定により契約担当官の事務を代理する職員は、これを代理契約担当官といい、第4項の規定により契約担当官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任契約担当官ということ。
(契約の方式)

第3 各省各庁において、売買、貸借、請負その他の契約をする場合においては、第3項及び第4項に規定する場合のほか、公告して申込みをさせ競争に付さなければならないこと。

② 前項の競争に加わることのできる者に必要な資格について、政令でこれを定めることができること。

③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第1項の競争に付する必要がある場合、又は同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令で定めるところにより、指名競争に付するものとする。

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、急迫の際で競争に付する暇がない場合、又は競争に付することが不利と認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契約にするものとする。

⑤ 契約の予定金額が政令で定める額に充たない場合その他政令で定める場合においては、第1項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約にすることができること。
(入札保証金)

第4 契約担当官等(契約担当官及び支出負担行為担当官をいう。以下同じ。)は、第3第1項、同第3項及び同第5項の規定によ

り競争に付しようとする場合においては、競争に加わろうとする者をして現金又は国債をもつて見積金額の百分の5以上の保証金を納めさせなければならないこと。ただし、政令で定める場合においては、保証金の全部又は一部を納めさせないことができること。

② 前項の規定による保証金の納付は、政令の定めるところにより、現金及び国債以外の担保の提供をもつて代えることができること。
(入札の取消及び変更等の制限)

第5 第3第1項、同第3項及び同第5項の規定による競争(以下「競争」という。)は、政令で定める場合を除き、すべて入札の方法をもつてこれを行なわなければならないこと。

② 前項の規定により、入札を行なう場合において、入札者は一旦提出した入札書については、引換え、変更又は取消しをすることができないこと。
(落札の決定)

第6 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込をした者を契約の相手方とするものとする。ただし、政令で定める契約については、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とすることができること。
(入札保証金の国庫帰属)

第7 第4の規定により納付された保証金のうち、競落者の納付に係るものについては、当該競落者が契約を結ばないときは、国庫に帰属するものとする。
(契約の締結等)

第8 契約担当官等は、競争により落札者を決定したとき又は随意契約にするための相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限、保証金額その他大蔵大臣の定める事項を記載した書類(以下「契約書」という。)を作成して契約を締結しなければならないこと。ただし、政令で定める場合においては、契約書の作成を省略することができること。

② 前項本文に規定する場合においては、契約書が作成されなければ契約は確定しないものとする。
(契約保証金)

第9 契約担当官等は、国と契約を結ぶ者をして、現金又は国債をもつて契約金額の百分の十以上の保証金を納めさせなければならないこと。ただし、政令で定める場合においては、保証金の全部又は一部を納めさせないことができること。

② 第4第2項の担保の提供の規定は、前項の保証金の納付について準用すること。
(契約保証金の国庫帰属)

第10 第9の規定により納付された保証金は、当該契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属するものとする。

② 前項の規定は、国に帰属した契約保証金の額が、国の蒙つた損害額に充たない場合の賠償について特約することを妨げるものでないこと。
(契約の履行の監督及び検査)

第11 契約担当官等は、工事又は製造等の請負契約を締結した場合においては、政令で定めるところにより、みずから又は補助者を命じて契約の適正な履行を確保するために必要な監督をしなければならないこと。

② 契約担当官等は、工事若しくは製造等の請負契約又は物件の買入その他の契約については、政令で定めるところにより、みずから又は補助者を命じて、その給付の完了の確認、又は給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において、当該工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分を確認するため検査しなければならないこと。

③ 前2項の場合において、契約の目的物の

給付の完了後相当の期間、その給付に係るものにつき破損、変質、性能の低下その他の事故が発生した場合は、取り替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の約定があり、当該契約の履行が担保されると認められるものについては、政令で定めるものを除き、第1項の監督又は前項の検査を省略することができること。

④ 各省各庁の長は、特に必要があるときは、第1項の監督及び第2項の検査は、政令の定めるところにより、当該契約に係る契約担当官等又はその補助者以外の当該各省各庁所属の職員若しくは他の各省各庁所属の職員に委任して行なわせることができること。

⑤ 契約担当官等は、特に必要があるときは、第1項の監督及び第2項の検査は、国の職員以外の者に委託して行なわせることができること。
(長期継続契約)

第12 契約担当官等は、政令の定めるところにより、翌年度以降にわたり、電気、ガス及び水の供給又は公衆電気通信の役務提供を受ける契約を締結することができる。この場合各年度における当該経費の予算の範囲内において供給又は役務の提供を受けなければならないこと。

(都道府県知事等に対する会計事務の委任)
第13 都道府県知事又は都道府県の吏員に取り扱わせる事務について契約の事務を加えること。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第14 契約担当官及び契約の履行について監督若しくは検査をする者の責任を明確にするため、本法の予算執行職員として加えること。

(編注) 編者において原資料の様式(タテ書き)を変更して掲載した。

(出所) 大蔵省資料Z21-171。

13-94 臨時行政調査会「予算・会計の改革に関する意見」に対する意見
(昭和39年11月17日主計局)

臨時行政調査会「予算・会計の改革に関する意見」に対する意見

39.11.17
主計局

臨調の予算・会計の改革に関する意見について		
事 項	勧 告 の 要 旨	意 見
I 予算の編成及び執行の効率化 1. 予算編成の合理化	ア 財政支出を行なうべき範囲及びこれに対応する国民負担のあり方等財政運営の基本原則を確立するため、専門的に調査審議する機関を設けるべきである。 イ 予算単価の合理化を図るべきである。 (ア) 客観的基準のあるものについては、これによる。 (イ) 統制の必要あるものも、標準的な実績値を基礎とし実情との適合をはかる。 (ウ) 標準的な団体で能率的に事務事業を実施する場合の経費を基準とし、地域的な事情も加味して、補助単価の適正化をはかる。 ウ 後年度財政負担に及ぼす影響を明らかにするため、後年度増加経費(又は後年度の当然必要経費)とその財源を明らかにする比較表を加える等の措置をとるべきである。 エ 標準予算制度を活用するため、概算要求の提出前に事務的に決定することができる経費の全部に及ぼすように、その範囲を拡大する必要がある。 オ 各省庁においては、概算要求提出前及び予算折衝の過程で統一的観点からする強力な内部調整を行なうべきである。(機構的に企画	問題は高度の政治的判断にかかわる面を多く含むとともに、政治・経済・社会の推移とも密接に関係するので財政原則を一義的、具体的に確定することはきわめて困難である。また、財政運営の責任の所在を不明確にする。現在の財政制度審議会及び税制調査会等の運営で十分である。 予算単価といっても経費の性質により種々の態様があるので、一律には考え難い点があるが所管省とも協議し、実情に即して年々検討を加え改善を行なってきたところであり今後も検討を加えたい。 長期推計は戦前と異なり経済等の変動による不確定要素が多いので困難である。 標準予算の活用は可能な限り行なっているところである。 各省庁において、予算会計担当部局を整備しその調整力を強化することは、概算要求の最高額制限制度とも関連し、望ましい方向である。

事 項	勧 告 の 要 旨	意 見
2. 事業別予算制度の導入	部門と実施部門を分離する。) (注) 別途、内閣補佐官の設置及びこれを中心とした政党と行政府の関係の一元化、予算編成方針等の早期かつ、具体的な決定を勧告している。 目的別分類の観点から、予算区分を整備するとともに、組織を可能な限りこれに対応させる必要がある。行政各分野についての目標(業績)をいかに数量的にかつ具体的に表示するかが問題になる。導入に際しては次の方策によるべきである。 ア 業績の数量的は握の可能な政府事業・各種指導業務等の分野については、直ちにその導入をはかる。 イ 業績の数量的は握の困難な試験研究・調査業務等の分野についても、徹底的研究を行ない、その適用領域の拡張に努める。 ウ その運用には、行政組織の再編整備が伴うべきで、計画の樹立、実施の調整、業績の評価業務等を担当する企画部門の整備が必要である。 (注) 事業別予算制度とは、フーバー委員会(1949年・1956年)において提唱された予算会計制度で、行政目的の達成を予算編成及び執行の主眼とするものである。わが国の現行の予算制度をみると、一定の計画ごとに業績を表示し、さらに実績の検討を行ない、予算の実効を確保するという点で欠けるところがある。また、予算の理解を助けるために、国会及び国民に対して情報を提供するという面においても十分でないという問題がある。従来の予算獲得のみに専念して執行ならびに決算を軽視するという悪弊を打破することができるとしている。	わが国では、予算の目的別区分にしても、執行上の業績のは握にしても、すでに事業別予算の要素がかなりとり入れられている。一方、行政における業績の数量的は握、能率の比較測定、事業計画作業計画の区分、行政組織の再編成、現在の用途別分類の取扱い、及び導入に当り制度上の改革を行なうべきか、それとも現行制度を補充するものとするか等、その具体的内容については多くの問題が残されており、また、国連における本制度の研究も未完成の状況であり、その導入を図っている諸国としては米国のほかは後進国を主としており、各国の政治的、経済的事情に影響されている。 従って本制度については先進諸国における取扱いをも参考にして、更に慎重な調査研究を行なう必要がある。
3. 予算執行の早期化及び弾力化	予算の配分及び使用が遅延し、事務手続の煩雑非能率的なことのため	

事 項	勸 告 の 要 旨	意 見
	事務事業の円滑な遂行が阻害されている場合が多い。これが積雪寒冷地帯の事業の適期執行の困難な点に最も端的にあらわれ、これが会計年度の暦年制の提唱の有力な根拠になっている。また、現行予算会計制度はきわめて画一的に運用され、担当者に費用節約の刺戟を与える面での配慮がほとんどなされていない。 ア 予算の早期執行については、今後特に留意する必要がある。予算の示達、補助金の交付決定等をすみやかに行なうべきである。 暦年制の採用の問題については、事務手続の能率化、繰越手続の緩和、継続費制度の活用等の措置が講じられれば、その必要性も相当程度緩和されるものと見受けられる。 イ 予算執行の効率化については、経済性効率性の見地に立って制度の画一的な運用を避け次の措置をとる必要がある。 (㍑) 経費の性質等に応じ、使途別区分を緩和する。 (イ) 米、英の支出補充金等の制度を参考にして、手数料、物品売払代等の特定の収入については、これをその官庁限りで関連経費に充当することができるようにする。 (㍓) 一般会計でも、弾力条項を設ける。 (エ) 委任経理制度は、経費節約、創意発揮に効果のあった旧陸軍の部隊経理の方法も参考として、科学技術、調査研究部門等その適用範囲の拡大をはかるべきである。 (オ) 継続費は、事業の長期的な視点を可能にする等の長所がある。制度の活用をはかるべきである。	予算の早期執行については、既に改善措置を進めているが、今後さらにその敏速化に努める。 経費の性質等に応じた使途別区分の緩和は従来から行なっており(公共事業費等)、今後とも実情に即して検討したい。 なお、この問題は事業別予算の取扱とも関連する面がある。 総計予算主義及び国庫統一主義の緩和を意図するものであり、国会の審議権の制約、官庁間の経費の不均衡等の難点に比しその導入による実益のほどは疑わしい。なお、一般会計においても予備費の補充費充当等により弾力性を考慮している。 総計予算主義の緩和となり、国会の予算審議権を制約することになる。また、一般経費との間の不均衡の問題も生じ、慎重な検討を要する。 長期的な事業については、後年度の財政運営を硬直化しない範囲で、計画的効率の執行の実益がある場合には、国庫債務負担行為と併せてそ

事 項	勸 告 の 要 旨	意 見
4. 決算の充実	決算は、予算執行の実績であり、予算の妥当性、予算の意図の実現、予算の効率的執行等の判断ができ、むしろ決算を重視すべきである。 ア 事業別予算制度の導入を図り、予算の執行を管理するとともに、その成果を決算上に表示すべきである。 イ 「決算の説明」を、予算によって示された計画内容と実績との対比という形に改め、過去数年間を並記して、実績とその推移を明らかにすべきである。 ウ 効率的な執行が確保されていないと認められるときは、年度途中において執行を変更ないし停止する権限をもつ強力な監査機関(例えば、行政監理委員会―内閣の権能意見参照)を置く。 エ 会計検査院は、ひろく予算そのものの批判に及ぶべきである。	の活用を検討する。 「事業別予算制度の導入」の項参照 決算関係書類については、33年度分から「決算の説明」を提出して重要経費ごとに実績の説明を行なっているが、更に、その内容の充実を進める方向で検討する。 執行を変更ないし停止するような強力な権限は執行の責に任ずる各省庁との関連もあり問題である。予算執行段階に関する監査については、国庫大臣としての現行の機構(会計法46条監査関係)を充分に活用して実施することとし、新たな機構を設ける必要はない。 会計検査院は会計検査院法第36条によっても現在相当広く改善措置の要求を行なっており、予算編成当局及び各省庁においてこれを尊重して改善に努力しているので、更に予算そのものの批判に及ぶとする答申の趣旨は疑問である。
5. 補助金等の合理化	補助すべき事務事業についての基準が明確でなく、また財政資金の効率維持に欠けるものが多い。また補助金等の交付時期が遅延して、その効果を半減させている場合が多い。すでに補助金等合理化審議会で総合的な見地から検討され、勧告が提示されているが、さらにこれを推進する趣旨において次の改善が必要である。 ア 補助事業の範囲及び補助事業採択の基準等について、さらに明確化の努力を払うべきである。なお、外部団体等に対する補助金については、現在無原則かつ無秩序に流れていると認められる場合が多いので、全面的に再検討して整序をはかるべきである。	補助金等合理化審議会の勧告の線にも沿い、その合理化を進める。 なお、(カ)の具体的内容が明らかでないが、執行段階の弾力化については、現在補助金のメニュー方式化によって実施中であり、もしそれ以上に補助対象、補助率等の異なる各種補助金の間の流用を意味するのならば、補助効果の確保が困難となるので、好ましくない。また、(キ)の定額化の方向については、原則として反対するものではないが、その運用(定額としながら毎年増額要求をするが如き)に問題がある等慎重な検討を要するものがある。

事 項	勧 告 の 要 旨	意 見
	イ 科目上の名称は、いわば便宜的な区分にすぎない場合が多い。特に委託費は種々雑多であるが、国から特別に依頼するような場合に限るとともに、試験研究等は、その手続を簡素化すべきである。 また、補助金等のそれぞれの性格を明確化し、個別に範囲及び手続等を整備すべきである。 ウ 各省庁の補助金配分にあたっては、総花的画一的に行なう傾向が顕著であるが、各地方の個別事情に応じて重点的にこれを行なうべきである。 エ 各省庁において補助金を廃止する場合、代替的に新規の補助金を求める場合があるやに見受けられるが、これは厳に抑制すべきである。 オ 特別交付税については、現在その算定及び交付の基準が必ずしも明確でない。これをできるだけ基準化し、政治的配慮に動かされる等の風評を招かないよう措置すべきである。 カ 補助金等の整理統合をさらに推進するため執行段階で流用等の弾力的措置を大幅にとることができるような方策を検討すべきである。(地方公共団体側が流用できる余地を予算総則であらかじめ認める等) キ 奨励的補助金のみならず、負担金的なものまで可能な限り定額補助の分野を拡大すべきである。事務手続、監査等の簡素化及び地方公共団体の自主性の発揚と財政力の調整等、定率補助の欠陥を補う効果が期待される。(配分の合理化で、補助金の縮減の意図ではない。) ク 補助金等の早期交付のほか、申請、交付及び積算等の手続についても極力簡素化すべきである。	
II 特別会計及び政府関係機関の整備 1. 特別会計の制度運	特別会計のうちには一般会計の予	特別会計の設置については、建前

事 項	勧 告 の 要 旨	意 見
用の適正化	算規模との関係、あるいは繰越手続等特例的取扱の要請から設置されたものがあり、設置の制限規定が必ずしも遵守されていない。 ア 特別会計の設置については、財政の一覧性等の見地から、厳格に制限すべきである。一般会計自体、事業の特性に応じた経理がなされる仕組みとしなければならない。(事業別予算制度、支出補充金制度、弾力条項の賦与等)。庁費等の管理的経費の不均衡は、管理の不統一を招くので会計区分に関係なくその均衡に留意すべきである。 イ 事業会計は、歳入歳出予算重点でなく、添附の財務諸表等を重視し、事業の実態に即した実質的な審議を図り、また、会計の運用に際してもこれを重視する等によって、歳入歳出予算偏重を避ける運用が必要である。 ウ 会計面においても、事業の成果を適正には握するため、事業の実態に即した会計処理方式を確立すべきである。金銭、債権、物品、国有財産等に関する現行基本法令の規定の適用を可能な限り緩和すべきである。 エ 特別会計の弾力条項の発動は、きわめて制限的であるが、その活用の範囲を拡大すべきである。政府関係機関乱設も抑制できる。	としてこれを制限的に考えるべきことに異存はない。これに関連して、一般会計に弾力条項等特例的取扱を取り入れるという問題は前述のように慎重に検討したい。 なお、特別会計については、事業の特殊性に即して企業会計方式にできるだけ準拠し、あるいは、弾力的な予算制度の整備をはかるなど、従来から特別の考慮を払ってきており、今後とも、実情に即して検討したい。
2. 政府関係機関の機能の明確化	能率的、経済的に事業を行なわせるため国とは別に法人形態をとったものと考えられるので、予算会計制度についてもこの趣旨に沿うものでなければならない。 ア 収入支出予算の形式を改め、資本維持及び事業の適正な執行のために適当とみられる事業計画等による企業の予算制度の採用 歳出科目ごとの予算の拘束撤廃、事業計画等は国会に報告 イ 企業会計方式の整備を図り、予算統制及び経営成果判定のために活用	政府関係機関の予算会計制度については、現状においても事業の実態に応じ一般の制度と異なりかなり制限が緩和されているが、その行なう事業が公益的なものであり、国が主たる資金供給者であることから、政府が所要の統制を行なうことは当然であって収入支出予算の拘束をはずすことは、問題である。

事 項	勸 告 の 要 旨	意 見
ウ 事業の自主経営との見合いにおいて、監査の充実。ただし、可能な限り内部監査に委ね、政府の監査は基本的事項に限る。 事業の執行中止変更権を考慮 監査結果は、予算決算とともに国会報告		
Ⅲ 会計事務の効率化 1. 会計機関の統合	会計機関分立の原則は、現行会計制度の基本をなしているが、その内容が複雑化し、財政状況をは握し難いとする批判が強い。 ア 個別的な会計機関を廃止し、1官署全体に権限と責任をもつ総合的会計機関を設置し、官署の長をあて、内部委任(代決)の制度を活用し、補助者の権限と責任の範囲を明確にする。 イ 総合的会計機関の設置に伴う対策 (ア) 支出負担行為対象経費の整理(擬制的支出負担行為の廃止) (イ) 代金前納の場合等履行確実な債権の管理手続の省略 (ウ) 会計事務職員数の適正化。地方支分部局の小官署の会計事務の簡素化 (エ) 伝票式会計の採用 (オ) 会計検査院提出の証拠書類の簡素化 ウ 責任制度の統一的整備 補助者の責任の範囲の明確化、債権、国有財産の責任制度、一般公務員の責任の規定の創設	現行会計制度を根底から改変することになる問題であるが、十分に慎重な検討を要する。 簡素化の方向で検討する。 現行制度上も手続の簡素化の途はひらかれている。 全職員に対する会計職員の適正比率を定めることは、実際問題としては非常な困難が伴うことが考えられ、十分に慎重な検討を要する。小官署の会計事務の簡素化については現在も行なっている(例えば、物品管理法の適用除外)が今後も簡素化の方向で検討する。 帳簿合理化の見地から伝票会計方式を適当と認めるものについては導入の方向で検討する。 会計検査院に協力して検討する。 総合的会計機関制度に関係するのみならず、一般公務員の身分、責任制度にも関連し私法理論とも深く関係がある問題であり十分な検討を遂げる必要がある。
2. 大蔵大臣の承認協議の簡素化	協議件数が多く、また、協議の処理にもかなり長期を要している。却って大蔵大臣の総括責任の遂行に円滑を欠き、各省庁の事務事業の遅延をもたらし、行政責任の所在を不明	

事 項	勧 告 の 要 旨	意 見
3. 契約の適正化	確にしている。 ア 次の協議を廃止。ただし、各省各庁の自主的責任体制の確立と、自主性を乱用する省庁に対し、大蔵大臣協議の留保(一定期間)が必要 (ア) 事後報告で足りるもの(例、物品管理官の設置) (イ) 処理基準の明記で足りるもの(例、会計帳簿の様式) (ウ) 新規発生時の協議のみで足りるもの(例、前金払、概算払) イ 存続を認める協議事項は、真に必要なものに限定 (ア) 協議内容の範囲を縮小(例、「目」間の流用承認、支出負担行為実施計画の承認)覚書等による協議も同様 (イ) 期限内回答のない場合は、同意として処理 ウ 各省庁の権限事項も、可能な限り下部委譲 公正、機会均等、経済性の確保されるものでなければならない。 ア 一般競争契約は手続の簡素化、規格の統一、集中調達の制度の推進 イ 談合対策の強化(各省連絡、競争参加の排除) ウ 価格弾力契約方式の採用(価格の再決定) エ 随契の範囲の制限(少額随契)、また、逆に拡大(工事等の指名競争に代える。) オ 予定価格算定のための情報センターの設置(財務局等の組織利用) カ 予定価格の外部漏えいの防止 キ 支払について、銀行振込制度の採用。また別に支払事務の金融機関委託も考慮(国庫金の市中預託制度の採用)	(ウ)については、既に実行上実施しているが、その他についても実情に即し簡素化の方向で検討する。 契約制度については37年度に整備がされたところであり、その実施状況等を充分把握した上で検討をすべきである。 銀行振込制度についてはこれを採用する方向で検討する。 国庫金の市中預託制度の問題は支払事務の簡素化という会計手続にとどまらず、国庫制度の運用上及び金融政策上の大きな問題であり、現状においてその具体化は考えられない。

事 項	勸 告 の 要 旨	意 見
4.物品、国有財産管理の効率化	事務手続が煩雑で、かえって総合的効果的な管理を阻害している。 ア 物品管理について、小官署における簡素化と、事業官署における弾力的運用を図る。また、低価額物品等の管理の簡素化と、計画制度の合理化を図る。 イ 省庁間管理換の推進、廃品整理の積極化、物品交換の範囲の拡大。 ウ 国有財産の実態は握と全体的視野からの活用。国有財産の特例措置の再検討と整序。 エ 不用財産の利用促進のため、調査機能の拡充。	物品管理については管理手続の簡素化の方向で検討しており、次期通常国会に改正法案を提出する予定である。
5.物品の集中調達	物品規格の統一がなく、小口分散調達となり、購入価格が割高で、専門的な能力のある者が担当している所が少ない。 ア 調達事務の基準作成 規格、仕様(各官庁での使用義務)、予定価格の積算、検査等について処理の基準を設ける。 イ 集中調達方式の徹底化 大量購買の有効な物品を省庁単位又はブロック一括購入を徹底させ、既存の行政組織を活用して、政府全体の一括調達も考慮 一般会計は、単式簿記で、収入支出、債権、債務、物品、国有財産、特別の資金等別個に経理しており、特別会計は、発生主義の会計処理、財務諸表の作成について一律でない。	物品の規格の統一については、総理府に「官庁物品標準化及び国産品使用推進本部」が設けられている。また、物品の集中調達については、現在でも可能な限り行なわれており、これを更に、画一的、強制的に全般に及ぼすことは反って問題も多く慎重検討の要がある。
6.複式簿記の採用	複式簿記は、財産変動の事実と事由が同時には握され、原価意識の高揚に資する。 ア 事業特別会計については、事業の実態に即した複式簿記を採用すべきである。(行政事業、資金、保険等の特別会計も含む。) イ 一般会計については、疑問がある。が、補給業務、刑務所業務、公共事業等は複式経理を基礎にし	事業特別会計であっても、その収支の方法、業務の内容等がかなり異なっており、そのうちには既に複式簿記を採用しているものがある。今後如何に具体的にその採用を行なうかについては、各特別会計の特殊性に応じて検討を要する。 一般会計への複式簿記の導入は、官庁会計の特殊性にかんがみ疑問の点が多いと思われるので、更に実証

事 項	勸 告 の 要 旨	意 見
	て費用を把握し、効果的管理手段を樹立する。	的な調査検討を要する。
臨調の予算・会計の改革に関する意見について(他局追加分)		
事 項	勸 告 の 要 旨	意 見
III 会計事務の効率化 2 大蔵大臣の承認協議の強化	ア 次の協議を廃止。ただし、各省各庁の自主的責任体制の確立と、自主性を乱用する省庁に対し、大蔵大臣協議の留保(一定期間)が必要	なお、大蔵大臣に対する協議中国有財産関係については従来も可能な限り簡素化に努めている。ただし、現行の協議事項は国有財産の総括事務を強化する必要があるとする調査会の勧告を実施するために必要なものであるので、これを廃止することは適当でない。(国有財産局)
3 契約の適正化	オ 予定価格算定のための情報センターの設置(財務局等の組織利用)	財務局(部)の組織を利用することは賛成である。(地方課)
4 物品、国有財産管理の効率化	ウ ④ 国有財産の実態は握と全体的視野からの活用 ⑤ 国有財産の特例措置の再検討と整序 エ 不用財産の利用促進のため調査機能の拡充	④ 賛成である。(国有財産局) ⑤ 原則として異論がない。ただし、そのためには立法措置を必要とするし、内容的にも問題が多いので検討していきたい。(国有財産局) 賛成である(国有財産局)

〔出所〕 大蔵省資料 Z 21-474.

13-95 行政改革計画(第1次)について
〔抄〕
(昭和43年10月8日閣議決定)

行政改革計画(第1次)について
(昭和43年10月8日)
(閣 議 決 定)

政府は、国民のための行政改革を進めるため、昭和43年2月2日閣議決定「今後における行政改革の推進について」を行なったが、これに基づく行政事務の整理、簡素化のうち、さしあたり検討を終えたものについて行政改革計画(第1次)を下記第1のとおり定める。
さらに中央、地方を通ずる行政機構の簡素合理化、その他の事項については引き続き検討を加え、12月中旬を目途として改革計画を

定めるものとする。そのうち下記第2に掲げる事項については、今後の方針をそれぞれ下記のとおりに定める。
記

- 第1 行政改革計画(第1次)
1. 許認可および報告等の整理
全省庁を通じて、別紙1のとおり、許認可等1,383件については、廃止、統合、委譲および規制の緩和を図り、報告1,571件については、廃止、統合および簡素化を図る。
 2. 行政事務の下部機関への委任または地方公共団体等への移譲
全省庁を通じて、別紙2のとおり、427件について行政事務の下部機関への委任または地方公共団体への移譲等を行なう。
 3. 会計事務および人事事務については、

別紙3のとおり、整理、簡素化する。
なお、会計事務および人事事務については、電子計算機の利用に関する新規適用業務の拡大の一環として、今後積極的に検討する。

第2 今後の方針

1. 補助金の整理
補助金については、別紙4の方針により整理、簡素化を図る。
2. 地方事務官制度
地方事務官制度については、廃止する方向で検討する。
3. 共管競合その他類似行政の整理統合
共管競合その他類似行政については、次の方針により措置する。

- (1) 官庁営繕
一般会計に係る建築物の営繕は、特殊のものを除き一元化する。
特別会計に係る建築物の営繕は、原則として一元化の対象としないが、建築物の性質上一元化に適するものは一元化する。
- (2) 観光行政
国民の活動力の再生、国土の自然と文化に対する認識の向上等の観点から観光の重要性を再認識してこれに関する行政を総合的に推進するものとし、このため、文部行政、厚生行政、運輸行政等のうち観光行政に関する機能を一元的に運営するものとする。
- (3) その他
上記(1)、(2)以外のものについても引き続き検討を加えて極力整理統合を図る。

4. 電子計算機の利用
行政分野における電子計算機の利用については、昭和43年8月30日閣議決定「政府における電子計算機利用の今後の方策について」により推進する。
5. 事務の民間委託
次のような行政事務のうち、経済性および能率性の見地から適当であり、しかも、行政目的達成上支障のないものについては、極力民間委託を図るものとする。

- (1) 単純労働事務

- (2) 設計、計算等純技術的事務で行政判断を要しないもの
- (3) 検査、検定、支払事務等で民間機関の完備した制度を利用しうるもの

6. 定員の再配分

昭和43年8月30日閣議決定「各省庁別定員削減目標について」および昭和43年9月27日閣議決定「五現業の定員削減目標について」に基づく定員の削減に応じて、行政需要の消長に対応する定員の再配分を強力に推進する。

(別紙3) 会計事務簡素化計画	
事	項
※(1) 債権管理事務は、原則として歳入徴収官が行なうこととする等両制度の一元的な執行を図る。	
(2) 所定の基準により算定した金額を定期的に納付することとされている債権については、可能な限り申告納付方式によることとする。	
※(3) 税外収入についても、国税徴収の例にならい、先日付小切手、約束手形等の有価証券による納付委託制度を設ける。	
④	年金、恩給等の過誤払返還金債権の管理の特例の拡大を図る。
⑤	債権の調査、確認又は記帳の省略要件を緩和する。
⑥	履行延期の特約について延納担保を付さないことができる場合及び債務名義の取得を要しない場合の基準を緩和する。
⑦	収入官吏が領収した現金を日本銀行に払い込む期限の制限を緩和する。
⑧	歳入納付に使用できる小切手として「歳入代理店たる銀行にあてたもの」「歳入代理店たる信用金庫等あてのもの」に改める。
(9) 支出の段階において擬制的に支出負担行為として整理しているものの整理方法を簡素化する。	
⑩	物品費のうち特定のものについて単価契約ができることとする。
⑪	資金前渡できる経費の対象種目及び限度額についてその制限の緩和を図る。
(12) 前金払、概算払の実効を根本的に検討し、可能な範囲の合理化を図る。	
⑬	小切手振出事務の簡素合理化を図る。
⑭	都道府県職員に出納官吏を委任した場合の帳簿、金庫の検査は、都道府県職員もできるようにする。
⑮	出納官吏交替の場合の引継に関する予算決算及び会計令と計算証明規則の両規定の調整を図る。
⑯	日本銀行に対する支出官、資金前渡官吏等の任命の際の任命権者からの通知並びにこれらの代理官の代理

の際の通知を簡素合理化する。	
⑰	特別徴収に係る地方税の市町村等に対する月割額納入通知の簡素化を図る。
⑱	納入告知書並びに返納告知書及び返納金納入告知書の書式内容を整理する。
⑲	債権管理簿は、その記載事項のみを法定するに止め、様式は法定しないこととする。
㉑	各省各庁の長が大蔵大臣に送付する債権現在額報告書と会計検査院に提出する債権管理計算書の様式の調整を図る。
㉒	出納官吏の備える現金出納簿について1人1冊制を緩和する。
㉓	複写により国庫金送金請求書、通知書等の同時作成ができるように改善する。
㉔	各省各庁の長が大蔵大臣に送付する物品増減及び現在額報告書と会計検査院に提出する物品管理計算書との様式の調整を図る。
㉕	物品の亡失損傷報告の時期の改善を図る。
㉖	「検査報告掲記事項是正処理状況調査」等と「決算検査報告に対する善後処分調」との様式の統一を図る。
※㉗ 繰越明許費による翌年度にわたる債務負担の承認事務を財務局長等に委任して承認事務の促進を図る。	
㉚	繰越承認事務の簡素化を図る。
㉛	会計機関の設置変更に関する大蔵大臣への協議をその実情に応じて縮小する。 ○ { 債権管理官 その他の会計機関
㉜	徴収停止、履行延期の特約についての大蔵大臣への協議の緩和を図る。
㉝	国有自動車の交換に関する協議及び通知制を廃止する。
㉞	契約書の作成を省略できる範囲の改善を図る。
㉟	小額の随意契約について予定価格の設定及び見積書の徴収について運用の改善を図る。
(33) 現行の自動車の交換のほか、耐久消費財についても交換の途をひらくこととする。	
㉾	各省各庁の長が行なう物品の分類、細分類の大蔵大臣への通知を廃止する。
㊱	物品管理法の一部を適用しないことができる物品の範囲の拡大を図る。
㊲	会計事務についての専決又は代決、会計事務と行政事務の重複排除等により事務の簡素合理化を図る。
㊳	会計事務の機械化及び支出等の事務の集中処理を図る。

〔編注〕「別紙1」「別紙2」「別紙4」を省略した。

〔出所〕大蔵省資料Z27-380。